

命 令 書

令和2年(不再)第28号

再 審 査 申 立 人 Y1会社

令和2年(不再)第29号

再 審 査 被 申 立 人

令和2年(不再)第28号

再 審 査 申 立 人 Y2会社

令和2年(不再)第29号

再 審 査 被 申 立 人

令和2年(不再)第28号

再 審 査 被 申 立 人 X1組合

令和2年(不再)第29号

再 審 査 申 立 人

令和2年(不再)第28号

再 審 査 被 申 立 人 X2支部

令和2年(不再)第29号

再 審 査 申 立 人

上記当事者間の中労委令和2年(不再)第28号事件及び同第29号事件
(初審大阪府労委平成30年(不)第47号事件)について、当委員会は、令
和6年4月3日第318回第一部会において、部会長公益委員山川隆一、公益

委員磯部哲、同小坪淳子、同小畑史子出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 令和2年（不再）第28号再審査申立人・同第29号再審査被申立人Y1会社及び同Y2会社の再審査申立てに基づき、初審命令を取り消し、本件救済申立てを棄却する。
- 2 令和2年（不再）第28号再審査被申立人・同第29号再審査申立人X1組合及び同X2支部の再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、Y2会社（以下「Y2」という。）とその親会社であるY1会社（以下「Y1」という。なお、Y1とY2とを併せて「会社ら」といい、主張立証上Y1とY2との区別が明確でない場合を「会社側」という。）が、X1組合（以下「X1」という。）が労働者供給事業を運営しているA1センター（以下「A1センター」という。）に対し、平成30年1月27日分（以下「平成」の元号を省略する。）以降、日々雇用労働者の供給を依頼しなかったこと（以下「本件供給依頼停止」という。）が労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第1号及び同条第3号の不当労働行為に該当するとして、X1とX2支部（以下「X2」といい、X1と併せて「組合ら」という。）が、同年7月23日、大阪府労働委員会（以下「大阪府労委」という。）に救済申立て（以下「本件申立て」という。）

をした事案である。

2 初審において請求した救済内容の要旨

- (1) 日々雇用労働者の雇入れの再開
- (2) 組合員に対する実損分の支払
- (3) X 2 に対する交通共済相当額の支払
- (4) 謝罪文の掲示

3 初審命令の要旨

大阪府労委は、①Y 1 は、X 1 がY 2 に労働者供給していた、X 2 の組織であるA 2 分会（以下「A 2 分会」という。）に所属する組合員（以下「A 2 分会員」という。）の労組法上の使用者に当たるとし、②本件供給依頼停止は労組法第 7 条第 3 号の不当労働行為に該当すると認め、会社らに対し文書交付を命じ、その余の申立てを棄却することを決定し、令和 2 年 6 月 1 8 日、当事者双方に対し、命令書（以下「初審命令」という。）を交付した。

なお、初審においては、Y 2 が、X 1 から労働者供給を受けていた A 2 分会員の労組法上の使用者に当たるか否かについては、争点とされていなかった。

4 再審査申立ての要旨

- (1) 会社らは、令和 2 年 7 月 1 日、初審命令の本件申立て認容部分を不服とし、初審命令の本件申立て認容部分の取消し及び本件申立ての棄却を求めて再審査を申し立てた（令和 2 年（不再）第 2 8 号）。
- (2) 組合らは、同月 2 日、初審命令の棄却部分及び認容部分に関する救済方法を不服とし、棄却部分の取消し及び上記記載 2 のとおりの救済を求めて再審査を申し立てた（令和 2 年（不再）第 2 9 号）。

5 本件の争点

- (1) 会社らは、Y 2 に日々雇用労働者として供給されていた A 2 分会員の

労組法上の使用者に当たるか。(争点1)

- (2) Y2が、A1センターに対し、30年1月27日分以降の日々雇用労働者の供給の申込みをしなくなったことは、会社らによる労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか。(争点2)

第2 当事者の主張の要旨

- 1 争点1(会社らは、Y2に日々雇用労働者として供給されていたA2分会員の労組法上の使用者に当たるか)について

- (1) Y2について

ア 組合らの主張

(ア) 労組法第7条の「使用者」は、労働契約上の雇用主に限定されるものではなく、当該労働者との間に、近い将来において雇用関係の成立する可能性がある者等も「使用者」に当たると解すべきである。

(イ) 会社らは、労働者供給に係る労働者(以下「供給労働者」という。)と供給先との間に労働契約が成立するものではないと主張するが、この点を論じた裁判例(横浜地裁昭和54年12月21日判決、鶴菱運輸事件等)は、いずれも、供給先と供給労働者の関係は労働契約であると判断しており、現に、A2分会員は、X1からではなくY2から直接賃金を受領していたのであるから、Y2と同社に供給されたA2分会員との間には、労働契約が成立していたといえる。

(ウ) X1は、21年10月1日にY2と組合らとの間で締結した労働者供給契約(以下「本件労供契約」という。)に基づき、本件供給依頼停止までの間、8年以上にわたり、Y2に対してA2分会員を供給していた。

そのため、A 2 分会員にとって、近い将来において Y 2 での就労の機会を得ることについて、いずれの A 2 分会員であるかは特定できないとしても、集団として、労働者供給契約に基づく就労への期待権が発生していたといえる。

したがって、Y 2 は、A 2 分会員との間に、近い将来において雇用関係の成立する可能性が存する者といえ、労組法上の使用者に当たる。

- (エ) また、本件供給依頼停止後、X 2 と会社らの代表取締役である B 1 社長（以下「B 1 社長」という。）らが複数回にわたり A 2 分会員の労働者供給に関する話合いを実施したり、X 2 の団体交渉申入れを受け、Y 2 もこれに応じたりしていたのであるから、組合ら及びその構成員である A 2 分会員との間に労使関係が成立しているといえ、このことから、Y 2 は、A 2 分会員の労組法上の使用者に当たるといえる。

イ Y 2 の主張

- (ア) 労組法第 7 条の「使用者」とは、基本的に労働契約の当事者としての雇用主をいうところ、労働者供給における供給先企業は、労働者供給事業者との間で結ばれている労働者供給契約に基づいて労働者の供給を受けるにすぎず、供給労働者との間で労働契約の当事者となるものではない。

仮に、供給先企業と供給労働者との間に、供給当日において何らかの指揮命令関係又は労働契約関係が成立するにしても、日々雇用である以上、それは供給された日の勤務終了によって当然消滅するものであって、供給当日以外には両者の間で上記関係が存在するものではないから、供給当日以外における供給先企業の使用者性を導くものではない。

さらに、労働者供給制度の存在意義は、通常よりも高い賃金の支払と引き換えに、必要なときに必要なだけ一定水準の労働力供給を受けられる点にあるところ、労働組合による労働者供給事業について、将来的に供給される可能性がある組合員との間に使用者性を認め、供給依頼停止が支配介入に当たると認めることは、供給先企業が継続的な供給依頼の義務を負うことを意味し、供給先企業がこうした義務を負うとなれば、供給先企業は供給依頼を躊躇し、「必要なときに必要なだけ」という労働者供給制度の趣旨や存在意義が没却されるといわざるを得ない。

- (4) 中央労働委員会は、本件と類似する事案（中央労働委員会令和5年2月1日命令、旭生コン事件）について、供給先企業に日々雇用されたことのある労供組合員の集団が、近い将来、集団のうちだれかと供給先企業との間で日々雇用の労働契約が短い間隔を置きつつ成立することにより、継続して就労ができる現実的かつ具体的な可能性を有しているとして、当該集団との関係において供給先企業の使用者性を認めたが、妥当ではない。

すなわち、上記命令は、供給先企業と供給労働者の間に「労働者供給の労働契約」があるとした点で正当ではないし、労働者供給の依頼が「必要なときに必要なだけ」である以上、次の依頼の時期や人数が不明であるにもかかわらず、「労供組合員集団」やその構成員に「現実的かつ具体的」な就労可能性を認めたもので妥当でない。同命令の趣旨を踏まえると、例えば、採用選考を実施する企業が、その受験者集団との関係で使用者性を帯びることになり、個別の労働者との間に将来の契約締結に関する現実的かつ具体的可能性を要求していた従来の使用性に関する立場から大きく乖離するものであるし、実質的にも、個人に着目すれば使用者性が認められな

いものが、その集団に目を移すことで、突如として使用者性が認められることになり、不合理かつ不安定で、全く妥当でない。

ましてや、本件供給依頼停止までの直近1年間にA2分会員がY2に供給されていた頻度は、組合員1人当たり月1回から3回程度が大半であり、多くても月6回から7回という組合員が稀にいた程度であって、集団に属する組合員が将来に就労する可能性は、使用者性が肯定された同種事案のそれよりも希薄であって、将来の就労に係る現実的かつ具体的な可能性があったとはいえない。

(ウ) よって、Y2の使用者性は認められるべきではない。

(2) Y1について

ア 組合らの主張

27年5月以降、Y1とY2の代表取締役は同一であること、Y2の株式はすべてY1が所有していること、Y2はY1が製造販売する生コンクリート（以下「生コン」という。）の専属輸送を行っており、令和元年10月時点では、Y2の営業収入の約9割を輸送関係が占めていたことが認められる。

また、15年7月31日に、X2とY1が、申立外C1社（以下「C1」という。）に不測の事態が発生した場合にC1の従業員である組合員5名をY1の従業員として採用する旨合意していたところ、20年10月、C1が廃業することになった際、Y1ではなくY2がC1の従業員であった組合員を雇用しており、これは、Y1が、Y2の従業員の雇用に直接関与したものである。

さらに、Y1が生産する生コンを輸送するに当たり、Y2の社員が乗務するミキサ車で賄いきれるか否かの判断、必要な日々雇用労働者の人数の算出・決定、労働者供給の申込みをしていたのはY1の社員であり、まさにY1が労働者供給の依頼や停止について決定権を有

していたと評価できる。

よって、Y1が、Y2による労働者供給の依頼及びその停止について、Y2と同視できる程度に、現実的かつ具体的に支配、決定できる地位にあったとして、A2分会員の労組法上の使用者に当たることを認めた初審命令の判断に誤りはない。

イ Y1の主張

(ア) Y1はY2の親会社であり、Y1の代表者はY2の代表者を兼務しているが、Y2はY1から独立して運営されており、Y2に加えてY1をも使用者として認めるべき理由はない。

すなわち、Y1とY2は、Y1が所有車両をY2に貸与し、製造販売する生コンの輸送をY2に委託するという輸送業務に係る契約を締結しており、Y1はY2に対し、運送料を支払っている。Y2は、X1から労働者供給を受けているところ、その契約当事者はY2のみであって、Y1はそれに関与していない。また、23年8月30日にX2及びその下部組織であるA3分会（Y2の正社員で組織されている。以下、X2と併せて「X2ら」という。）とY2が、Y2の社員の退職に伴いX2らの推薦する人員を補充すること等について合意する旨の確認書（後記第3の3(2)キ）を交わした際、会社側の当事者となっていたのもY2のみであって、Y1は当事者となっていなかった。さらに、29年12月にX2が複数の生コン製造会社等に対して業務妨害行為を伴う争議行為（以下「本件ゼネスト」という。）を行った当時、Y2の正社員及び日々雇用労働者に係る労働保険及び社会保険、納税に関する各関係機関への手続の届出会社はY2であり、これらの事務処理についてはY2の事務部門の社員が担当しており、組合らとの団体交渉に出席して交渉事項について回答していたのはY2の代表取締役らで、そこでの合

意内容を実施していたのもY2の事務部門の社員であった。

- (イ) 初審命令は、①Y1が受け入れるべきとされていたC1の組合員5名を受け入れたのがY2であったこと、②Y2のA2分会に対する労働者供給の依頼手続を行っていたのがY1の担当者であったこと、③30年2月1日の話合いの場において、B1社長が、Y1の代表者の地位とY2の代表者の地位を区別していないことをうかがわせる発言をしたことをもって、Y1が、Y2による労働者供給の依頼等について、Y2と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定できる地位にあったと判示したが、妥当でない。

すなわち、上記①は、Y1での受入れが困難であったことから、子会社であるY2の社員とした上で、Y1からY2に対し輸送業務を委託すると整理したもので、こうした対応は、Y1及びY2がそれぞれにおいて判断・実施したもので、Y1によるY2の支配を示すものではない。

上記②の作業は、Y1の生コン部門が有する出荷量、納入場所、出荷時刻等の情報をもって容易に判断・対応できるものであるため、Y1がY2の事務作業の一部を受託していたにすぎず、この点に関する兼務・協力体制の存在をもって、Y2がY1に支配されているとか、Y2の法人格が否定されるということはありません、Y1の使用者性が基礎づけられるべきではない。

上記③は、B1社長が、本件供給依頼停止の理由について、X2の行為の違法性に直接言及することなく、C2協同組合の対応に従うと説明することによって、組合らと正面から衝突しないよう試みたものにすぎず、Y1とY2を一体的に扱っていたわけではない。

- (ウ) なお、Y1の代表者であるB1社長又はY1の社員が、Y1が所有・管理するミキサー車に乗務するY2の労働者に対し、車両を使

用する際の安全上の注意等を行っていたが、これは安全運転管理者としての業務に基づくものであり、Y1のY2に対する支配を示すものではない。

(エ) 以上のとおり、Y2は、Y1から独立した別個の法人格として運営されており、資本関係の存在を超え、Y1によるY2の支配などは存在しないもので、Y2に供給されるA2分会員につき、Y1の使用者性が認められるべきではない。

2 争点2-1（本件供給依頼停止は、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たるか）について

(1) 組合らの主張

ア 本件供給依頼停止は不利益な取扱いに当たる。

(ア) 初審命令は、個々のA2分会員にとってY2は供給先の一つにすぎず、Y2で継続して日々雇用される個別具体的な期待権を有していたとまではいえないから、本件供給依頼停止により不利益を被ったとはいえないと判断するが、誤りである。

個々のA2分会員は、Y2に供給されなくなった分、当然に他の供給先にて就労できるわけではなく、供給先の総数が減少する以上、就労できず、賃金を得ることができないA2分会員が発生することになる。X1からの供給先が一つでも減るということは、全てのA2分会員にとって、就労の機会が減少し、その分賃金が減少するという不利益が発生することになる。

Y2はX1に対し、8年以上にわたり、継続して、本件労供契約に基づく供給の依頼をしており、A2分会員は、そのうちのだれかが近い将来においても短い間隔を置きつつ継続して就労ができる現実的かつ具体的な可能性を有している。本件供給依頼停止は、A2分会員にとって、そのうちのだれかとY2との間で日々雇用の労働

契約が成立して日々雇用される可能性を失わせるものであるから、A 2 分会員にとって不利益な取扱いである。

- (イ) なお、会社らは、「労働者供給の利用を継続してきたのは、15年6月にX 2が出荷を妨害するとともに、Y 1の前代表者の自宅周辺で街宣活動を行って名誉が毀損され、さらに、20年5月にX 2組合員がB 1社長らに罵声や怒号を浴びせるという各出来事があったことに原因があり、かかる違法行為をした組合らを法的に保護すべきではない」旨主張するようであるが、会社らが主張するようなX 2による出荷妨害の事実や、組合員が罵声や怒号を浴びせた事実はないし、X 2による街宣活動は、名誉毀損行為に当たる違法なものではなかった。

イ 本件供給依頼停止は、不当労働行為意思に基づくものである。

- (ア) 会社らが組合らを嫌悪していたことは、初審の審問におけるB 1社長の発言から明らかである。すなわち、B 1社長が、本件労供契約の締結について、「暗黙の強要ですね。」「C 3組合から最終的に決裂ですねと、もめますよと言われれば、それは弊社としては圧力というふうに判断せざるを得ないということでございます。」と陳述したこと等から明らかなおり、会社らは、本件労供契約を締結した当時から、組合らを好ましからざる存在とみており、組合活動を疎ましく思い、本件労供契約によるA 2分会員の使用も不本意であると考えていたものの、自社のみではX 2を排除することができないと考えていた。会社らは、29年12月に実施された2度の団体交渉では、引き続きA 2分会員を使用する態度を表明していたにもかかわらず、30年1月23日にC 2協同組合がX 2を排除する方針を決定・表明するや、その4日後に、本件供給依頼停止に及んだ。会社らは、C 2協同組合が組合らに対して対立的な姿勢を示

していることを奇貨として、組合らを排除するという目的の下、A2分会員の使用を打ち切ったものであり、本件供給依頼停止は、不当労働行為意思に基づくものである。

- (イ) 会社らは、本件供給依頼停止の理由として、本件ゼネストにより、会社らが損害を被ったことを踏まえ、安定的な輸送力を確保する必要が生じた旨主張するが、会社らは、本件ゼネスト後に行われた団体交渉や組合らの役員らとの話し合いにおいて、本件ゼネストにより損害を被ったことにより日々雇用労働者の使用をやめることとした旨の説明を一切していなかったものであり、安定的な輸送力確保は、本件供給依頼停止の真の理由ではない。また、本件労供契約については、当事者の一方から改廃の申出があったときには協議の上でいつでも改廃することができる旨定められており、本件ゼネスト前後の団体交渉でも、日々雇用労働者の話題が挙がっていたにもかかわらず、会社らは、事前の申出等をしないまま、本件供給依頼停止に及ぶという問題のある対応をしているのであって、本件供給依頼停止が合理的理由を欠くとした初審命令の判断は正当である。なお、労働組合による労働者供給事業は、ストライキ等により供給が停止される可能性が包含された事業である以上、もともと不安定な労働者供給形態であり、企業はそれを承知の上で契約を締結しているのであるから、ストライキ等による供給の不安定さやこれに対する将来の不安は、供給依頼停止の合理的理由とならない。

また、会社らは、初審において、本件供給依頼停止の理由として、A2分会員を使用するより傭車を使用する方がコストが低いことを挙げていたが、これは事実ではない。むしろ、A2分会員を使用するより傭車を依頼する方がコストが高いにもかかわらず、会社らがあえて後者を選択するのは、A2分会員を排除して組合らの弱

体化を図る意図に基づくものであることを示している。

- (ウ) 以上のとおり、本件供給依頼停止は、労組法第7条第1号の不利益取扱いに該当する。

(2) 会社らの主張

ア 本件供給依頼停止は不利益な取扱いに当たらない。

- (ア) Y2と組合らとの間で締結された本件供給契約には、Y2に供給依頼を義務付ける規定は存在せず、Y2は、X1に対し労働者供給を依頼する契約上の義務を負っていない。あくまで必要なときに必要なだけ日々雇用労働者の供給を依頼していたのみである。

組合らは、X1からの供給先が一つでも減ると、全てのA2分会員にとって就労の機会が減少し、その分賃金を得る機会が減少するという不利益が発生すると主張するが、この主張は、X1からの供給先の増減を論じるにすぎないところ、それは、個別の労働者の契約関係や処遇を具体的に左右するものではなく、不利益な取扱いに該当しない。

- (イ) 確かに、Y2は、22年2月以降、必要に応じて、日々雇用労働者の供給を依頼していたが、それは、①15年6月、C1の従業員5名の雇用をめぐるX2がY1と争議行為に入り、B1社長の両親の自宅付近で街宣活動やビラ配りが行われるなどし、私生活やプライバシーを侵害されたこと、②20年5月9日、多数のX2の組合員がY1に集結して出荷を妨害したり、B1社長やその父親を取り囲んで罵声・怒号を浴びせるなどしたことから、B1社長が、X2の意向に反した場合、業務を妨害されたり、自身及び親族の私生活やプライバシーを害されると畏怖心等を感じ、やむを得ずX2の要求に従い、本件労供契約を締結し、労働者供給の利用を継続していたものである。このように違法行為に基づき形成された事実関係

に法的保護を与えるべきではない。

- (ウ) なお、日々雇用労働者の供給を依頼せず備車を利用する場合であっても、Y 2は、X 2の影響下にあったC 4輸送協同組合（以下「輸送協」という。）の備車を利用する義務を負っていたのであり、実態として、X 2の期待や利益が害されることはなかった。

イ 本件供給依頼停止は不当労働行為意思に基づくものではない。

- (ア) 会社らは、会社らが本件ゼネストにより重大な被害を受けたことを踏まえ、再度の違法行為及びその影響を回避し、安定的な輸送力を確保するため、本件供給依頼停止を行い、輸送力の不足は輸送協への備車により賄うこととしたものであり、これは、経営判断として正当なものであって、組合らの弱体化を狙ったものではない。

すなわち、生コン製造業者にとっては、安定的な輸送力の確保が最重要課題であるところ、会社らは、本件ゼネストにより、Y 2の運転手である組合員が欠勤し、労働者供給も受けられなかったため、運転手や備車の確保に奔走するなどの対応を余儀なくされ、重大な被害を受けた。また、本件ゼネストは、複数のサービスステーションと呼ばれるセメントの出荷基地において、X 2の組合員が輸送車両の前に立ちはだかるなどの違法な実力行使を伴うものであったし、生コン及びバラセメントの輸送運賃の値上げ並びにC 2協同組合の民主化というY 2の労働者の労働条件等と関係のない目的で、団体交渉なしに抜き打ち的にストライキ等を行ったものであるから、会社らとの関係でも、正当化されるものではなかった。

会社らは、その後のC 2協同組合の動き等から、X 2の違法行為に適切に立ち向かうという業界全体の機運の高まりを認識し、そもそも希望しておらず、X 2が違法な業務妨害行為の手段として用いた日々雇用労働者の供給依頼を続けるべきではないと判断し、本件

供給依頼停止に至ったものである。これは、生コン供給を維持するための対応として十分合理性のある判断であり、不当労働行為意思に基づくものではない。

(イ) なお、組合らは、本件ゼネスト後に行われた団体交渉や話し合いにおいて、会社らが本件ゼネストによる損害等について説明せず、又は本件供給依頼停止が安定的な輸送力確保の必要性を理由とするものである旨説明・主張していなかったことをもって、現在会社らが主張する本件供給依頼停止の理由は真の理由ではないと主張するが、本件ゼネストの後、労働者供給の依頼を停止する決心ができていない段階で行われた団体交渉において、本件ゼネストによる損害等について説明しなかったことは不自然ではないし、その後の団体交渉等において、会社らは、会社側に矛先が向いてこないよう、C2協同組合とX2の関係悪化に比重を置いて説明を行っていたのである。

(ウ) 以上のとおり、本件供給依頼停止は、労組法第7条第1号の不利益取扱いに該当しない。

3 争点2-2（本件供給依頼停止は、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか）について

(1) 組合らの主張

ア 本件供給依頼停止に合理的な理由がないことは、上記2(1)で述べたとおりである。

イ Y2が、X1に対して本件労供契約に基づく労働者供給の依頼をしなくなったことは、X1の組合活動に影響を与え、組合らを弱体化させているといえ、かかる対応は、会社らによるX1に対する支配介入に当たる。

また、A2分会員は、X1だけでなくX2にも加入していることか

ら、労働者供給の依頼が行われなくなれば、X2の組合活動にも影響を与えることは明らかであり、現にA2分会員は多数組合らを脱退し、弱体化を余儀なくされている。よって、会社らの対応は、会社らによるX2に対する支配介入にも当たる。

ウ 以上のとおり、本件供給依頼停止は、労組法第7条第3号の支配介入に該当する。

(2) 会社らの主張

ア 本件供給依頼停止の理由は、上記2(2)のとおりであって、本件供給依頼停止は、組合らの弱体化を狙ったものではなく、支配介入には該当しない。

イ 初審命令は、X1に対する労働者供給依頼が行われなくなれば、X2の組合活動にも影響を与えることは明らかであるとして、X2に対する支配介入を認めたが、A2分会員の供給主体はX1であってX2ではない。仮に労働者供給依頼の停止によって何らかの利益等が侵害されたとしても、当該利益等はX1に帰属するものであってX2のものではなく、X2の組合活動に影響を与えるようなものではない。したがって、いずれにしてもX2に対する支配介入に該当しない。

4 救済方法について

(1) 組合らの主張

初審命令は、ポストノーティスを命じるに止まっている。しかし、ポストノーティスのみでは、組合らにとって実効的な原状回復が図られているとは到底いえない。A2分会員は、本件供給依頼停止を契機に減少の一途をたどっており、組合らは弱体化を余儀なくされている。

不当労働行為救済制度は、不当労働行為を正すことで憲法第28条の団結権等の保障を具体的実現するために設けられた制度で、救済方法は原状回復が基本である。不当労働行為がなかった状態、すなわち、Y

2による雇入れの再開という原状回復がなされてはじめて、A2分会員の就労の機会が回復し、組合員減少の阻止や組合員数の回復という団結権保障が具体的に実現されるのである。

よって、本件の救済方法として、雇入れの再開を命じることは必須である。

(2) 会社らの主張

本件における会社らの対応は不当労働行為に該当せず、救済の対象とすべきものではないし、Y2は、必要なときに限ってX1から労働者供給を受けていたにすぎず、雇入れの再開を命じるべきではない。

第3 当委員会の認定した事実

1 当事者等

(1) 会社ら及びC2協同組合

ア Y1は、肩書地に本社を置く、生コン並びにコンクリート製品の製造販売等を主たる業務とする株式会社であり、令和元年10月3日時点の従業員は12名である。

イ Y2は、肩書地に本社を置く、生コン並びにコンクリート製品の販売等を主たる業務とする株式会社であり、令和元年10月3日時点の従業員は4名である。

ウ C2協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき設立された協同組合であり、大阪府又は兵庫県に工場を有する生コン製造事業者約160社が加盟し（以下、加盟している企業を「組合員企業」という。）、生コンの共同販売事業を行っている。

C2協同組合と組合員企業は継続的な売買契約を締結しており、C2協同組合は、ゼネコンや工事事業者等の需要者から生コンの注文を一括で受け、組合員企業に対して出荷の割当てを行う。

C 2 協同組合は、出荷日の前日に組合員企業の各工場に対し、出荷予定数量、納入先、納入時間等を記載した「出荷予定表」を送付し、組合員企業から仕入れた生コンをC 2 協同組合の登録販売店を通じて、需要者に販売する。

Y 1 はC 2 協同組合に加盟しているが、Y 2 はC 2 協同組合に加盟していない。

また、C 2 協同組合の発足に伴い、生コン製造会社の事業者側における労働組合との労使交渉等の窓口としてC 5 経営者会（以下「経営者会」という。）が設立されていたところ、Y 1 は、経営者会の賛助会員になっていたものの、B 1 社長もその他のY 1 の役職員も、経営者会の会合に出席したことはなく、X 2 と経営者会との間の交渉や協議等の内容を把握していなかった。

なお、Y 1 は、C 2 協同組合の生産割当以外にY 1 として独自に受注して生コンを生産・出荷することもあったが、令和3年10月から令和4年9月の期間における、C 2 協同組合からの生産割当出荷量は、4万3500立方メートルであり、それ以外の独自受注出荷量は、100立方メートル未満であった。

(2) 組合ら及びA 1センター

ア X 1

X 1 は、肩書地に事務所を置く、全国組織であるA 4 組合の地方組織であり、X 2 等の組織加盟及び個人加盟の労働者により構成される労働組合である。

X 1 は、職業安定法第45条に基づく許可を受け、労働者供給事業を運営しており、その事業運営を行うためにA 1センター（労働者供給事業許可証における「A 5 会館」の通称名）を含む6か所の事業所を設置している。

29年12月12日時点のX1の組合員は約2400名であり、このうち、労働者供給事業の対象となる組合員は、同時点で646名であったが、令和4年12月20日時点では59名である。

イ A1センター

- (ア) X1は、下記3(2)クのとおり、22年2月頃から、Y2に対し、A1センターを通じた労働者供給を開始した。
- (イ) X1は、29年12月12日頃まで、A1センターを通じて、Y2を含めて63社の供給先企業に対し、日々雇用労働者を供給していた。

なお、A1センターは、29年12月12日から30年1月末までの間にY2を含め4事業所から、同年3月末までに4事業所から、31年3月末までに12事業所から、令和2年3月末までに21事業所から労働者供給の依頼を停止されており、令和4年12月時点におけるA1センターの供給先企業は11社である。

- (ウ) A1センターに所属する労働者供給事業の対象となる組合員は、X1とX2（又はA4組合の他の3支部のいずれか）に個人加盟している。
- (エ) A1センターに所属する労働者供給事業の対象となる組合員は、29年12月12日時点では334名であったが、令和4年12月20日時点では40名である。

なお、A1センターに所属していた上記組合員のうち、29年1月から30年1月までの間にY2に供給された経験がある組合員は24名であった。

ウ X2

X2は、肩書地に事務所を置く、セメント・生コン産業及び運輸・一般産業で働く労働者で組織される労働組合であり、X1の支部の1

つである。

29年12月12日時点のX2の組合員は約1800名であったが、令和4年12月20日時点では約500名である。

X2には、下部組織として、A3分会があり、その組合員数は、30年1月時点では4名であったが、令和元年7月31日時点では1名である。

また、X2には、日々雇用で就労する組合員で組織されるA2分会という活動単位があり、A2分会に所属するA2分会員は、X2への個人加盟とは別にX1にも個人加盟している。29年12月12日時点のA2分会員は320名であったが、令和4年12月20日時点では40名である。

2 Y1とY2の関係

- (1) Y1とY2は、本店所在地が同じである。その施設敷地及び事務所については、一部の敷地をY1が第三者から賃借しているほかは、Y1の所有である。

Y2は、Y1から、Y1の事務所棟内にミキサー車運転手の休憩室を使用貸借するとともに、Y1敷地内のプレハブ建物を労働組合事務所として使用貸借しており、これについてY1に対し賃料を支払っていないかった。

また、27年5月20日以降、B1社長がY1とY2の両社の代表取締役を務めている。Y1及びY2の両社とも、B1社長の前任の代表取締役は、B1社長の父親であるB2（以下、「B2前社長」という。）であった。なお、同人は、代表取締役を退任した後、両社の相談役を務めている。

- (2) Y1はY2の株式の100パーセントを保有しており、Y2が16年6月1日に設立されて以降、株主構成に変更はない。

(3) Y1とY2は、20年11月1日に、Y1が製造販売する生コンの運搬をY2に委託する旨の契約を締結した。Y2は、生コンの仕入れ及び販売のほか、Y1が製造販売する生コンの専属輸送を行っており、これについてY1から運送料の支払を受けていた（ただし、その具体的な金額は証拠上不明である。）。令和元年10月3日時点では、Y2の営業収入の約9割を輸送関係が占めていた。

また、Y2の正社員は、28年4月1日時点ではミキサー車運転手4名及び事務部門1名で、同運転手は全員、Y2で雇用される前は、C1で雇用されていた。

(4) Y2の社員及び日々雇用労働者に係る労働保険及び社会保険、納税に関する各関係機関への手続の届出会社はY2であり、Y2の社員及び日々雇用労働者の給与処理、各種納税、労働保険及び社会保険の事務処理については、30年1月27日当時、上記(3)の事務部門の社員が行っていた。なお、同社員は、以前Y1の取締役であったが、その後、Y2の社員として同社の事務を担当していた。令和2年3月末に同社員が退職した後は、B1社長がY2の事務を担当している。

なお、Y1は、ミキサー車運転手を雇用したことがない。Y1とY2が締結した上記(3)の生コンの運搬契約では、Y1が所有する運搬車をY2に貸与する旨定められており、下記3(2)クのとおり、Y1が所有するミキサー車5台にはY2の社員及び日々雇用労働者が乗務していた。Y1の代表者であり安全運転管理者であったB1社長又はY1の社員は、Y1の所有・管理するミキサー車に乗務するY2の正社員又は日々雇用労働者に対し、車両を使用するに当たって安全上必要な注意を与えるなどしていた。

(5) 30年1月27日以前において、X2らと団体交渉した際の会社らの主な出席者は、Y2の代表取締役で、Y1の代表取締役でもあったB2

前社長又はB1社長であり、B1社長は、27年5月20日にY2の代表取締役就任する前にも、同社の役員として、B2前社長と2人で出席し、交渉事項について回答したことがあった。

X2らとの団体交渉の結果、合意・妥結に至った場合、その合意内容に係る具体的な措置（給与計算の指示等）を講じていたのは、令和2年3月末までは団体交渉に出席したY2の代表取締役であるB1社長又はY2の事務部門の社員であり、その後は、B1社長であった。

3 組合らからY2に対する労働者供給の状況等

(1) 労働者供給の手続や賃金の支払等について

ア Y1の社員は、Y1が生産する生コンを輸送するに当たり、Y2の社員による輸送能力で輸送を賄いきれるか否かを判断した上、賄いきれない場合、A1センターに対し、労働者供給を受ける日の前日の昼頃に、供給日当日の生コンの輸送に必要な人員数と就労開始時刻を電話で連絡し、労働者供給を依頼していた。この連絡を受けたA1センターは、日々雇用労働者を手配し、その日の夕方頃までに、供給する日々雇用労働者の氏名を記載した手配予定者連絡表をY2にファクシミリで送信していた。

A1センターでは、供給する日々雇用労働者の人選に当たり、供給先企業の近くに居住する組合員を優先的に供給するほか、月の就労日数が公平となるよう考慮して決定していた。

イ Y2に供給された日々雇用労働者の賃金は、組合らとY2との本件労供契約（下記(2)カ）に基づき、Y2から日々雇用労働者に対し、当日勤務終了後、直接支払われていた。その賃金は、組合らとY2との労働協約附属協定第1条（同(イ)）により、基本給1万8450円、附加給1000円、早出・残業手当3075円、深夜手当3690円と定められており、そのほかに交通費、昼食費の支給が定められてい

た。

また、同附属協定第7条（同(イ)）により、Y2は、日々雇用労働者に対し交通労働災害共済を適用するものとされており、1就労日毎に900円を負担する旨定められていた。この1就労日900円の負担金は、X2がY2に対し、1か月に一度、前月分をまとめて請求し、Y2がX2の指定口座に振り込む方法で支払われていた。

(2) 労働者供給契約締結に至る経緯とY2における労働者供給受入れの実態について

ア 7年以降、C1に雇用されていたミキサー車運転手らがX2に加入した。10年には、組合らとC1との間で、労働者供給事業に関する協定が締結され、以後、C1は、X2組合員を日々雇用労働者として雇用していた。

イ Y1は、C1との間で、専属輸送契約を締結し、Y1が製造する生コンの輸送をC1に委託していたが、C1が経営不振に陥ったため、15年6月頃、同契約の解除を通知した。これを受け、X2が、Y1に対し、C1の倒産時に同社において就労する組合員をY1で雇用するよう求めたが、Y1は拒否した。X2は、同月16日頃から同年7月2日までの間に、複数回にわたり、当時Y1の代表取締役であったB2前社長の自宅周辺を街宣車で走行し、B2前社長の氏名や住所、B2前社長がY1の社長であることを述べつつ、Y1がC1との契約を一方的に解除し、その従業員及び家族を路頭に迷わせた旨などを述べる街宣活動を行ったり、「Y1会社・B1社長は荷主責任を果たせ」「Y1会社は、自らの利益のみを追求し、専属輸送会社であるC1社に対して（中略）輸送契約の打ち切りを一方的に強行してきました。」などの文言とともに、「抗議先」として「Y1会社（代表取締役B2）」との文言及びY1の所在地や電話番号のみならず、B2前社

長の氏名、住所及び電話番号も記載したビラを投函・配布したりした。Y 1 は、組合らに生コンの出荷を妨害されるおそれがあると判断し、同年6月16日以降、約半月の間、出荷を自粛した。

ウ その後、15年7月2日付けで、X 2 と Y 1 は、「和解協定書」を交わした。同協定書には、Y 1 は、同年6月16日から、Y 1 の専属輸送会社である C 1 との輸送契約を打ち切ったことに端を発した争議について、遺憾ながら Y 1 の対応に問題があったことを謝罪し、争議解決に向け誠意を表する旨などが記載されていた。

また、同年7月31日付けで、X 2 と Y 1 は、「和解協定書」（以下「15. 7. 31 和解協定書」という。）を交わした。

15. 7. 31 和解協定書には、当時、C 1 の正社員であった X 2 の組合員5名について、C 1 に将来不測の事態（倒産・自己破産・廃業）が発生した場合には Y 1 の従業員として採用する旨、また、Y 1 が製造する生コン輸送は、C 1 を含む X 2 が推薦する備車会社に全量を委託する旨、Y 1 が X 2 に解決金を支払う旨などの条項があった。

エ C 1 は、20年10月31日付けで、Y 1 に対し、資金不足のため同日をもって休眠する旨記載した「ご報告」と題する文書を提出した。

X 2 は Y 1 に対し、15. 7. 31 和解協定書に基づき、組合員の雇用を求めたが、組合員5名と Y 1 の従業員の就業形態や賃金の差が大きく、Y 1 が同人らを雇用することは困難であったため、20年11月21日、Y 2 が、C 1 の正社員であったミキサー車運転手の組合員5名を、自らの正社員として雇用した。

オ 20年11月1日付けで、会社らは、Y 1 が製造販売する生コンの運搬を Y 2 に委託する旨定めた契約を締結し、「生コンクリート運搬契約書」を交わした。また、同日付けで、会社らと輸送協は、X 2 を

立会人として、「運送委託契約書」及び「運送委託契約に関する覚書」を交わした。同契約書には、次の記載があった。なお、この中の「甲」はY1のことを、「乙」はY2のことを、「丙」は輸送協のことを指す。

「 第2条 (業務委託の範囲)

- (1) 甲が製造販売する製品の全ての運送を乙に委託する。
- (2) 乙は、甲より受託する1日5台を越える運送分の備車について、丙に発注する。 」

カ 21年10月1日付けで、組合らとY2は、「日々雇用労働者供給契約書」(以下「21.10.1労供契約書」という。)及び「労働協約附属協定書」(以下「21.10.1附属協定書」という。)を交わし、本件労供契約を締結した。

(ア) 21.10.1労供契約書には、次の記載があった。

「 Y2会社(以下、甲という)と、X1組合・X2支部(以下、乙という)は、次の通り労働者供給契約を締結する。

第1条 門前雇用の禁止

甲は乙以外の労働者を使用することはできない。

第2条 労供

甲は、この契約に基づき、随時乙の組合員の供給を受け使用することができる。但し、甲は乙の発行する組合員供給表票^(ママ)(就労票)なしには、乙の組合員を使用することはできない。

第3条 労働条件

乙の組合員が就労する場合の労働条件は、この契約に定める。

この契約に定められていない事項については、労働協約附属協定、労働基準法、甲の就業規則等に従い、疑義が生じた場合はその都度、甲乙が協議して決める。

第4条 勤務時間

乙の組合員の労働時間は、1日7.5時間とし、勤務時間は午前8時より午後4時30分までとする。休憩時間は、別紙の賃金及び労働条件に関する附属協定書に基づくものとする。

第5条 交渉権

乙の組合員の労働条件に関する交渉権は、全て乙に属するものとする。

第6条 賃金の支払い方法

乙が甲に対し供給した組合員の賃金は、当日勤務終了後甲が直接本人に支払うものとする。

第7条 事故

交通事故及び作業中の傷害等に関しては、原則として甲において処理するものとする。

第8条 保険

甲は乙から供給された組合員に対し、労災保険、雇用保険、健康保険を適用するものとする。

第9条 有効期間

この契約は、2009年10月1日より有効とし、当事者の一方から契約廃棄の申し入れが出ない場合は、この契約は自動的に延長する。

第10条 改廃

この契約は、当事者の一方から改廃の申し出があったときには、甲乙協議の上、いつでも改廃することができる。 」

(イ) 21.10.1附属協定書には、次の記載があった。

「第1条 基本賃金及び諸手当

乙の供給する組合員の賃金及び諸手当は次の通りとする。

(1) 基本賃金、諸手当

| | ①基本給 | ②附加給 | ③早残業 | ④深夜 |
|-----|--------|------|------|------|
| 運転手 | 18450 | 1000 | 3075 | 3690 |
| 誘導員 | 運転手と同じ | | | |

(2) 以下略」

「第7条 交通労働災害共済金

甲は、乙から供給された組合員に対し、交通労働災害共済を適用するものとする。(1就労日毎に、甲が900円を負担する)」

「第9条 日々雇用の優先権について

甲は、乙が供給する組合員を優先的に日々雇用するものとする。」

「備考 第1条追加事項 諸手当

| | ⑤交通費 | ⑥昼食費 | | |
|-----|--------|------|--|--|
| 運転手 | 600 | 500 | | |
| 誘導員 | 運転手と同じ | | | |

」

キ 24年10月10日付けでY2を定年退職する予定の組合員がいたことから、23年8月30日付けで、X2らとY2は、「確認書」(以下「23.8.30確認書」という。)を交わした。23.8.30確認書には、次の記載があった。なお、この中の「会社」はY2のことを、「組合」はX2らのことを指す。

- 「(1) 会社は、2012年10月10日、(略：組合員氏名) 組合員の定年退職に伴い、組合の推薦する人員を欠員補充することに合意する。
- (2) 会社は、欠員補充実施時期を事前に組合と協議することに合意する。
- (3) 会社は、欠員補充実施までの期間その車輛を使用する場合、組合の推薦する人員を乗務させることに合意する。(使用日数等に

については別途協議)

(4) 会社は、ミキサー車の最低保有台数を5台とする。また、ミキサー車を減車する場合、事前に組合と協議し取り決めることに合意する。 」

なお、23.8.30確認書の「欠員補充」とは、正社員を補充することを意味していた。また、欠員を補充するまでの間、X2が推薦する日々雇用労働者がミキサー車に乗務することとなった。

ク Y2は、22年2月頃から30年1月26日まで、A1センターを通じて労働者供給を受けていた。

Y1が所有するミキサー車5台に乗務する運転手の内訳は以下のとおりであった。

20年11月21日から24年10月20日までの間、ミキサー車5台にY2の正社員である運転手5名が乗務し、運転手の休務時でミキサー車の稼働が必要な場合、A2分会員が乗務していた。

24年10月20日に運転手1名がY2を退職し、同月21日から29年8月30日までの間は、ミキサー車5台のうち4台に運転手4名が乗務し、運転手の休務時でミキサー車の稼働が必要な場合や5台目の稼働を要する場合に、A2分会員が乗務し、同月31日以降本件供給依頼停止までの間は、運転手1名の休職により運転手が3名となり、運転手の休務時や4台以上の稼働が必要な場合にA2分会員が乗務していた。

なお、Y1の社員は、Y2の社員及びY2が供給を受けた日々雇用労働者の輸送能力で生コンの輸送を賄いきれない場合には、必要な備車の台数を算出・決定した上で、輸送協の備車を手配していた。

ケ 29年2月から30年1月までの間、Y2で就労したことがあるA2分会員は24名であり、その供給実績は、別紙(略)のとおりであ

る。月の延べ供給人員の合計平均は、21.8名であり、Y2が供給を依頼した場合には、同依頼に応じて、1日当たり1名ないし4名のA2分会員がA1センターからY2に供給されていた。

4 生コン製造事業者の製品の特質と課題

生コンは、消費期限の決まった「生もの」であることから、これを利用するゼネコンや工事業者等の需要者は、あらかじめ購入し在庫としておくことができず、各日の現場において必要となる数量を、不足なく、かつ、適時に仕入れなければならない。

すなわち、生コンについては、JISにより様々な規格が定められており、例えば、90分以内に打設を終了させなければならない、これを超えた生コンは廃棄する必要がある。仮に、コンクリート打設作業の途中で生コンの出荷が止まると、既に打設された部分は硬化が進行し、その後に打設する部分との間でコールドジョイントという強度の低い継ぎ目ができ、この継ぎ目から水や空気が侵入し、内部が酸化され、強度低下、鉄筋の腐食・膨張によるコンクリートの剥離の可能性が生じ、場合によっては、作業済みの部分も取り壊さなければならない可能性がある。このようなことから、生コン製造業者にとっては、決められた時刻に、決められた量を、決められた場所に納入する安定的な供給体制の確保が最重要課題となる。

5 29. 12 供給停止をめぐる経過

(1) X2とC2協同組合との関係

ア 27年頃まで、大阪地区の生コン製造業界には、C2協同組合のほかに二つの協同組合が存在していたところ、同年7月までに、当該二つの協同組合の組合員企業その他、協同組合に属さず、独自に事業を展開する生コン製造事業者（アウト社）の一部がC2協同組合に加盟し、これにより、C2協同組合の組合員企業は105社125工場となった。このことを、当事者は「大同団結」と称している。

イ 上記アの後、C2協同組合は、X2との間で、構造改善事業費及び環境整備費の名目で金員を支払うこと（すなわち、構造改善事業費として、C2協同組合が構造改善事業（過当競争を回避するため、一部の事業者の営業権を一定額で買い上げる事業）を実施する際、その経営にX2の関与がある生コン製造事業者の営業権を買い取り、費用を支払うということ、及び環境整備費として、C2協同組合の組合員企業が、経営者会を通じて、X2等で構成されるC6連合会に対し、組合員の福利厚生のため、毎月出荷する生コン1立方メートル当たり100円を支払うということ。）に合意した。

C2協同組合は、27年11月頃から、環境整備費の支払を開始し（年間数億円）、また、29年7月には、三つの生コン製造事業者の営業権の買取りを行い、同年10月頃までに、X2のA6書記長（肩書きは当時のもの）が代表取締役を務める株式会社に対し、構造改善事業費として合計約10億円を支払った。

ウ C2協同組合は、環境整備費についてC2協同組合との合意に反した使途が確認されたなどとして、29年11月末日支払予定分から、環境整備費の支払を留保した。

エ このような状況下で、X2は、29年11月25日に開催した中央委員会において、ストライキ実施の方針を決定した上で、経営者会に対し、同年12月11日付け「ストライキ通告書」により、「セメント輸送、生コン輸送の運賃引き上げとC2協同組合の民主化」を求めて、同月12日より無期限のストライキを行う旨通告した。

(2) 29. 12 供給停止前のX2らとY2の団体交渉

ア 29年11月16日、X2らはY2に対し、「団体交渉申入書」（以下「29. 11. 16 団交申入書」という。）を提出して団体交渉の開催を申し入れたところ、同団交申入書には、23. 8. 30 確認書

で確認された欠員補充について、29年末を目途に解決を図りたいので、早急に団体交渉を開催するよう求める旨が記載されており、セメント輸送の運賃引上げを議題として団体交渉を開催したい旨の記載はなかった。

イ 29年12月6日、X2らとY2の間で、29.11.16団交申入書に係る団体交渉が開催された。

上記団体交渉において、X2らから、Y2に供給する日々雇用労働者を固定化したいとの提案はあったが、セメント輸送の運賃引上げに関する要求はなかった。また、上記団体交渉において、Y2から、今後、日々雇用労働者を使用しない旨の申出等はなかった。

(3) X2による本件ゼネスト

29年12月12日、X2は、「セメント輸送、生コン輸送の運賃引き上げとC2協同組合の民主化」を要求事項に掲げ、大阪、兵庫地区等の複数の申立外生コン製造会社等に対し、本件ゼネストを開始した。

X2は、同月12日から4日間ないし5日間（以下「本件ゼネスト期間」という。）にわたり、①生コン製造会社である申立外会社D社の工場や、②C2協同組合の組合員企業にバラセメント（生コンの材料）を供給する申立外会社E社などセメント会社6社が有するサービスステーション約40か所の出入口付近に組合員らを動員し、入出場する車両の通行を妨げることで、生コン及びバラセメントの輸送業務を妨害した（下記7(1)(2)）。

なお、D社はC2協同組合の組合員企業であるが、E社などセメント会社6社はC2協同組合の組合員企業ではなく、また、D社やE社の従業員にX2の組合員はいなかった。

本件ゼネストにより業務を停止した生コン及びバラセメントの輸送車両は、合計1500台に及んだ。

X 2は、同月13日付けで、経営者会との間で、本件ゼネストのうち生コン輸送及び製造工場へのストライキを解除することで合意し、同月16日付けで、C7輸送協同組合との間で、同月18日付けでストライキを解除する旨記載した合意書を交わした。

なお、B1社長は、本件ゼネストの際、自ら、サービスステーションを見に行き、正当なストライキであるのか、疑問を感じていた。また、B1社長が同業者らと話した際、本件ゼネストが正しいと言う者はおらず、違法な行為に立ち向かう旨発言する者もいた。

(4) 29. 12 供給停止とその後の供給再開

ア X1は、上記(1)エのストライキ実施の方針決定を受け、同組合の「労働者供給事業業務運営規程」の「方針へ、労働争議に対し中立の立場を維持するため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている事業に対しては、組合員を供給しない。」に従い、A1センターによる労働者供給を停止することを決定した。

本件ゼネスト期間中、A1センターは、Y2を含む供給先企業に対する日々雇用労働者の供給を停止した（以下「29. 12 供給停止」という。）。また、同期間中、X2の組合員であったY2の正社員であるミキサー車運転手3名も、出勤しなかった。

イ 29年12月16日分から、A1センターはY2に対する日々雇用労働者の供給を再開した。

なお、29. 12 供給停止以前に、A1センターがY2に対する日々雇用労働者の供給を停止したことはなかった。

ウ 本件ゼネストにより、会社らは、以下のような影響を受けた。

(ア) 29年12月13日ないし同月15日の間、生コンの出荷予定があったものの、ミキサー車運転手である組合員3名が出勤せず、かつ、A1センターからの労働者供給も受けられなかったため、会社

らは、Y1のミキサー車を全て稼働させることができず、各出荷日の前日、備車の手配等の対応を行った上で、協業関係にあった申立外C8社（以下「C8」という。）の車両と外部の備車を用いて生コンの運搬を行った。具体的には、同月13日にはC8の車両2台及び外部の備車1台を、同月14日にはC8の車両2台及び外部の備車6台を、そして、後記のとおり大口出荷があった同月15日にはC8の車両2台及び外部の備車14台を手配して、生コンの運搬を行った。同月16日には、A1センターから3名の労働者供給を受けることができたものの、Y2の正社員である組合員3名はなお出勤しなかったため、備車7台を確保して、生コンを運搬した。

- (4) Y1は、同月13日に大手建設会社のマンション工事に係る大口の生コンの出荷（270立方メートル、大型ミキサー車60台分）を予定していたが、上記(3)の輸送業務の妨害によりバラセメントの納入を受けることができず、Y1に在庫として保管されていたバラセメントのみでは上記出荷には足りず、予定された出荷ができなくなる可能性があったため、販売店に連絡して出荷を同月15日に延期してもらった。延期に際し、販売店から同月15日の出荷の確約を求められ、これを実行できなければ、上記大手建設会社に対する損害賠償責任の発生や同社及び販売店との取引停止により、Y1に甚大な被害等が生じる可能性があった。Y1は、同月13日及び同月14日、セメント会社にバラセメントの納入依頼を繰り返し行った結果、同日の夜間及び同月15日午前中にバラセメントの出荷をしてもらい、入荷を受け、同日の上記大口の生コンの出荷を完了させることができた。なお、通常、バラセメントの出荷を夜間に行うことはなく、これをしてもらったのは、夜間であればX2による輸送の妨害を受けにくいと判断したことによるものであった。また、

同月15日の生コンの大口出荷等の際に多数のミキサー車がY1の工場内に入出入りすることが予想されたが、Y1の工場内には欠勤していた組合員3名が普段乗務するミキサー車3台があり通行の妨げになるおそれがあったため、会社らは、同月15日、これら3台のミキサー車を、敷地を提供してくれた他社の工場に移動させ、大口の生コンの出荷を行った。

(5) 29. 12 供給停止後のX2らとY2との団体交渉

29年12月26日、29. 11. 16 団交申入書に係る団体交渉が開催されたところ、同団体交渉において、Y2から、本件ゼネストにより損害を被った旨の説明や、今後日々雇用労働者を使用しない旨の申出等はなかった。

6 本件供給依頼停止をめぐる経過等

(1) C2 協同組合による30. 1. 12 臨時総会の開催

C2 協同組合は、30年1月12日、臨時総会を開催した（以下「30. 1. 12 臨時総会」という。）。

同臨時総会の議事録には、次のとおり記載されている。

「第1号議案 威力業務妨害・組織犯罪対策本部立ち上げの件
議長は、理事長C9を指名し、本件について説明をさせた。

指名を受けた、理事長C9は次のとおり説明を行った。

12月19日の理事会で、A7C3組合の行った威力業務妨害・組織犯罪対策本部立ち上げの件の議題において、対策費用に予算金額10億円を計上することが理事会決議され、本日の臨時総会で諮ることになった。

予算金額10億円の支出予定は、対策本部立ち上げ費用、対策費、調査費、仮処分、裁判費用、弁護士費用、組合員に対する緊急支援対策、その他である。予算金額10億円の根拠につい

ては、裁判にどれくらいの時間と費用がかかるか分からない。
短期で終わるか長期になるか分からない。このような状況の
中、組合員各社の経営を守るということを念頭に10億円の予
算を計上したい。」(以下略)

「議長は、理事長C9の説明のとおり、対策本部を立ち上げて、
予算10億円を計上し、威力業務妨害・組織犯罪に立ち向かう
ことについて、その可否を挙手にて議場に諮った。その結果、
満場異議なく(賛成155票・反対0票)可決承認した。」(以
下略)

(2) C2協同組合による30.1.23理事会の開催等

ア 30年1月23日、C2協同組合は、理事会を開催した(以下
「30.1.23理事会」という。)

同理事会の議事録には、次のとおり記載されている。

「第4号議案 対策本部重要議案の件

C9議長は、次のとおり説明を行った。

①C3組合と接触・面談の禁止

前回理事会(平成30年1月9日開催)の第3号議案 仮処分
申請の件で、C2協同組合全組合員を対象に仮処分を打ってい
る。仮処分という事は、威力業務妨害並びに損害賠償の対象とな
る事で、C3組合A7に対し申請している。全会一致で、承認を
頂いている。係争中であるので接触・面談を禁止頂きたい。

また、C9議長は配付資料『C3組合と接触・面談の禁止』を
もとに、次のとおり説明を行った。

当協同組合は昨年12月12日よりX2支部(以下、「C3組
合」)により行われた威力業務妨害に対し、平成29年12月1
9日に大阪地方裁判所へ仮処分命令を申請し、現在係争中です。

仮処分申請の対象はC 2 協同組合員全工場です。また、仮処分申し立て及び今後の対応については、平成30年1月9日理事会・1月12日臨時総会において全会一致で決定しています。そこで必要な交渉等については、当協同組合顧問弁護団の協力を得て、当協同組合として対応致しますので、C 3 組合との個別の接触・交渉等は厳にお控えください。なお、決議の趣旨に反した場合には、厳正な対処を行うことといたしますので、ご留意下さい。」

(以下略)

「②」 (略)

「C 9 議長は、C 1 0 営業部長を指名し、次のとおり報告をさせた。

③現在、C 2 協同組合はC 3 組合と大きな係争に入っている。理事の方々には189工場を引っ張っているという認識が必要である。

数社のゼネコン及び販売店から、C 3 組合員を現場に入れないでほしいとの要望がある。経営者会加入工場、C 3 組合系生コン輸送及びバラ輸送会社を使用している工場、要するにC 3 組合との関与が深く、安定供給に不安のある工場は問題が解決するまで割当を自粛していただきたい。

④C 3 組合系の生コン輸送及びセメント輸送会社とは直接的、間接的の両面で取引をしない方針を上程します。実行に際し、業務に支障が出る場合が予想されます。C 2 協同組合内に対応窓口、相談窓口を立ち上げ、法的にきちんとした対応を、またバックアップする事を約束致しますので、各工場は早々に検討をお願いしたい。」

「⑤」 (略)

「⑥」 (略)

「本件①、③に関し挙手にて賛否を求めた結果、全会一致で承認可決された。」

「(質問) C3組合系とはどこまでか。

(回答) 今から検討する。まず、C3組合系を使用しないという決議を採りたい。方法は多種多様にわたる。今からどうするか検討する。

(質問) 弁護士との打ち合わせの中で、C2協同組合がこのような決議を行うのはいいのですか。

(回答) 係争中ですから、C3組合系は使えないでしょう。方法は弁護団も交えて行います。使わないという方向性の決意を採りませんかという事です。ゼネコンから使わないで下さい。入場させないで下さいと言われている。月末までに回答がほしい旨言われている。決議しなければどのように返答するのですか。」 (以下略)

イ 30年1月23日付けで、C2協同組合は、組合員企業に対し、「C3組合と接触・面談の禁止」と題する文書(以下「30. 1. 23文書」という。)を發した。同文書には、次の記載があった。

「 C3組合との接触・面談の禁止

記

当協同組合は昨年12月12日よりX2支部(以下、「C3組合」)により行われた威力業務妨害行為に対し、平成29年12月19日に大阪地方裁判所へ仮処分命令申立を申請し、現在係争中です。

また、仮処分申し立て及び今後の対応については、平成30年1月9日理事会・1月12日臨時総会において全会一致で決定していま

す。

そこで、必要な交渉等については、当協同組合顧問弁護団の協力を得て、当協同組合として対応致しますので、C3組合との個別の接触・交渉等は厳にお控えください。

なお、決議の趣旨に反した場合には、厳正な対処を行うことといたしますので、ご留意下さい。

以上」

(3) 本件供給依頼停止

30年1月23日午後6時34分頃、30.1.23文書がY1にファクシミリで送信され、B1社長は、遅くとも同月24日までに、同文書を読んだ。

Y2は、同月24日ないし同月26日、A1センターから日々雇用労働者の供給を受けていたが、同月27日分以降、会社らはA1センターに対し本件労供契約に基づく労働者供給の依頼を行っていない。

これ以降、会社らは、Y2の正社員で業務を賄えない場合には、輸送協（上記3(2)オ）に備車を依頼することで対応した。

なお、本件供給依頼停止の前後を通じ、Y2のミキサ車運転手の数は4名であって変動はないが、遅くとも令和元年7月31日までに、そのうち3名がX2を脱退した。

(4) 30.2.1話合い

30年2月1日、X2の執行委員A8（以下「A8執行委員」という。）とA3分会の分会員A9は、日々雇用労働者の使用の申込みをしなくなったことについて、会社側と話合いを行った（以下「30.2.1話合い」という。）。

30.2.1話合いにおける会社側の出席者は、B1社長と、B2前社長であった。30.2.1話合いでは、以下のようなやり取りがあつ

た。

ア A 8 執行委員が、会社らが日々雇用労働者の使用の申込みをしなくなったことについて、なぜそのような判断に至ったのか説明を求めたところ、B 1 社長は、「簡潔に言えば、ええ、まず、まあ C 3 組合さんと C 2 協同組合さんの問題が非常に大きい。」「C 2 協同組合さんは、あのう、全組合各社に対して、いま係争中の案件ですよ、ということ、あのう、言ってこられる。で、ウチとしても、まあ C 2 協同組合に所属している以上、そういったものには従う。まあ、確認したわけではありませんけれども、不利益を被るような話があるかもしれない。ということで、弊社としては、別に C 3 組合さんとその協定を破ることは考えてません。あくまでもこれ緊急措置として、一時的に停止したいと、いうことであって」、「会社を守るための措置、ひいては従業員、ええ、またウチの業務員、C 3 組合さんと関係がある、あのう、C 3 組合の組合員である 4 名を守るための措置と認識しています。ですので、協定を破棄とかそういうことは考えておりません。が、あくまでもこれ、一時的な措置。C 2 協同組合さんと C 3 組合との、早期の関係修復を望んでいる。」「どう決着するかは私知りません。その決着がみるまで、難しいですよって話。」と述べた。

イ A 8 執行委員が、場合によれば不利益を被るというのは予測の話であり、具体的に何かあったというわけではないということか尋ねたのに対し、B 1 社長は、そうである旨、何かあった後では非常に遅い旨、今までの流れをみると予防的措置を取らないと難しい旨、何かあってから申し開きなり何かをしようと思っても、元の状態には戻らないと思っている旨、会社と従業員を守るための緊急的措置と認識してほしい旨述べた。

A 8 執行委員が、X 2 らにきちんと話をしてから進めてほしいとい

うのがまず一点あり、また、不測の事態を避けるため、会社や従業員を守らなければならないという会社の思いは分かる、C2協同組合が割当てをしないだとか言っているのも聞くが、現時点で、我々と労使関係がある会社では、労供の窓口を一時的に止めるとの判断をしている会社はない旨、何とか考え直してほしい旨述べたところ、B1社長は、今話があった、一言なかったということは理解するが、C2協同組合は非常にスピーディーであり、毎日のようにファックスがまた来た、という雰囲気である旨、非常にスピードを要することであり、仮にA8執行委員にこういう事態であると連絡しても来週に会うという話になり、そうなるが遅い旨、勝手な解釈かもしれないが、破棄するのではなく、一時停止である旨述べた。

ウ A8執行委員が、我々からしても、C2協同組合に争いを求めたわけではない旨述べたところ、B1社長は、「実際に起きていることっていう事実で言えば、もうC2協同組合と労組さんの問題なんで」、「C2協同組合に所属している我々と、ええと、C3組合さんに所属している4名の間、影響が生じている状態」、「ウチとして、弊社としては、ええ、その争いに巻き込まれたくないけども、実際、C2協同組合に所属して、そういう指示が、指導が来れば、それに従わざるを得ないという会社ですので」、「で、そこで、継続してね、まだ、労供を使うてくださいという主張は非常に分かりますが、弊社としては今は出来ませんと答えるしかない。」と述べた。A8執行委員が、具体的な指導があったのか尋ねたのに対し、B1社長は、ないが、先程も言ったとおり、事象を見ていくと自粛せざるを得ない旨答えた。

エ A8執行委員が本件ゼネストに至ったX2の認識等について述べた後、B1社長は、「ただ正直、正直なところは、もう僕が聞く話では、あのう、申し訳ないけども、それは事情を知らんからやって言わ

れたらそれまでですけど、12月のあのストは理解は得られていない。」「僕の周辺では。僕が聞く話では。」「いやあれが、いや、あれは正しいことやっていう人は、あんま、居ないなあって。」「みんな、なに、なん、まあ正直いうたら、何か分からへんと。なんでバラのことが経営者会と妥結すんねんとかね。だからもうみんな理解できてない。」「ど、どういう、どういうことっていう。何を求めてんのっていうのがもうまず、たぶんみんな理解できてない。僕も理解できてないし。なんでバラが経営者会と妥結すんなって。」などと述べた。

オ その後、互いの立場について述べ合う場面が続いた後、A8執行委員は、Y2と我々との問題に発展しかねない旨述べ、B1社長は、それは避けなければならない旨述べた。A8執行委員は、我々もそう思っている旨、だから、今日の段階では、再度考え直してほしい旨述べ、「はい、そういうことです。」と述べた。これに対して、B1社長は「はい。お疲れ様でした。」と述べた。

帰り際、A8執行委員が「そやけど、結局、社長んところ、そんだけ備車かけたら費用負担、えらいことちゃうん？」と述べたのに対し、B2前社長は「そうやね」と述べ、B1社長は「しょうがない」と述べた。

(5) C2協同組合による30.2.6文書の発出

30年2月6日付けで、C2協同組合は、組合員企業に対し、「C3組合との係争問題について」と題する文書（以下「30.2.6文書」という。）を発した。30.2.6文書において、C2協同組合は、「C3組合」の諸活動については、同年1月12日に開催された臨時総会において、全面的に立ち向かうと全会一致で決議しているとして、組合員企業に対し、上記決議の趣旨を踏まえ、当面の間、「C3組合系の業者」の使用を極力控えるよう要請した。

(6) 30. 2. 16 団交申入れと団体交渉の開催

30年2月16日付けで、X2らは、Y2に対し、「団体交渉申入書」（以下「30. 2. 16 団交申入書」という。）を提出し、団体交渉を申し入れた。30. 2. 16 団交申入書には、要求事項として、Y2の一方的判断によって、従前より労働者供給契約に基づき使用されてきた、X2が推薦するX1の日々雇用労働者の供給が使用停止されていることについて、早急に再開すること、が挙げられていた。

同月20日、副執行委員長A10、A8執行委員、B1社長及びC8の代表者の4名が話し合いを行った（以下「30. 2. 20 話し合い」という。）。この話し合いにおいて、会社側は、30. 2. 16 団交申入書に対し、C2協同組合が交渉等に対応することになっているので、今は交渉ができない旨述べた。X2は、それを分かりましたなどとは言えない旨述べた。

30年4月10日、同月23日及び同年6月1日、30. 2. 16 団交申入書に係る団体交渉が開催された。これらの団体交渉において、日々雇用労働者の使用の再開について話し合いが行われ、Y2は、C2協同組合とX2との状況が変わっていないので日々雇用労働者の使用の再開は難しい旨述べた。これに対し、X2らは、再開できない理由を書面で回答するよう求めた。Y2は、再開できない理由はこれまで口頭で回答しており、書面での回答はできない旨述べた。X2らは、同年6月1日の団体交渉において、日々雇用労働者の使用の再開について議論してきたが、これ以上の前進がみられないとして、話し合いを打ち切る旨述べた。

これらの話し合い又は団体交渉の場において、会社側が、本件供給依頼停止の理由について、本件ゼネストにより会社らが損害を受けた旨説明したり、安定的な輸送力の確保が必要である旨説明したりしたことはな

かった。

(7) 本件申立て

30年7月23日、組合らは、大阪府労委に対し、本件申立てを行った。

(8) 初審審問における陳述

初審第3回審問（令和元年10月3日）において、組合ら代理人がB1社長に対し、主尋問において本件労供契約の締結について、争議になれば多額の損失を出すと思い、要求を飲まざるを得なかった旨陳述したが、X2から具体的な脅迫や強要はなかったのではないかと尋ねたのに対し、B1社長は、「暗黙の強要ですよ。当時、平成15年に弊社、争議になりました。そのときの言葉遣い、十数名で弊社に押しかけてくるなり、弊社としたら、とても個社でそれに抗し切れないという思いが多分にございました。また当時、他の社においても、C3組合ともめますと出荷がストップして多大な損失をこうむっている社もいました。そういうのを見聞きするにつれ、C3組合から最終的に決裂ですねと、もめますよと言われれば、それは弊社としては圧力というふうに判断せざるを得ないということでございます。」と陳述した。

また、組合ら代理人が、30年1月27日から日々雇用労働者を使用しなくなったきっかけについて尋ねたのに対し、B1社長は、「大きなきっかけは、12月にC3組合がストと称して起こした事件がきっかけでございます。」と陳述した。組合ら代理人が、12月の団体交渉の時点では、日々雇用は打ち切ります、あんな事件があったから打ち切ります、というような話が出ていないですよ、と尋ねたのに対し、B1社長は、「C3組合から、C3組合に対してですよ、あの段階で弊社がもうやめたいと、こうしたいと言いますと、それは必然的に僕は、うちとしたら報復を招くと。平成15年のことがトラウマになっておりますの

で、そういう事態に陥るといふふうな判断をせざるを得ませんでした。」と陳述した。組合ら代理人が、それは30年1月27日に表明しても同じではないかと尋ねたところ、B1社長は、「同じじゃございません」、「その間に業界としても機運が全く変わりました、このままでいいのかと。あのような横暴を許していいのかという機運が高まってまいりました。弊社もそれを感じまして、今まで潜在的に日々雇用に関しましては、主張でも申したとおり、リスクもある、事故のリスクもある、人件費も高い、経費がかかる、事務経費がかかる、総額でいいますと傭車を雇ったほうが、心としても毎日安心して業務が行えるという潜在的な思いがありましたので、それにプラス、ようやく弊社としても機運が高まってまいりましたので、弊社も思い切って主張したと。」と陳述した。組合ら代理人が、機運が高まるというのは、C2協同組合が「C3組合排除」の意思を表明したことを指すのかと尋ねたのに対し、B1社長は、「単にC2協同組合がC3組合排除、言われたようなことではなく、それに付随して、今まで各社、人のことはほっとくと。C3組合からとめられてても見て見ぬふりをするといった状況から、そうじゃないだろうというふうな話もいろいろ伝わってまいりましたので、弊社としても思い切って声を上げると。今まで潜在的なコスト高の者を雇ってましたし、リスクも引き受けてやりました。そういう思いも含めまして、もうこれでいいんじゃないかという思いに至ったということでございます。」と陳述した。

7 本件申立て後の事情（本件ゼネストによるX2の組合員の逮捕）

- (1) 30年9月18日、本件ゼネストの際、29年12月12日及び同月13日にE社のサービスステーションでバラセメント車（バラセメントの運搬に使用される粉粒体運搬車）の前に立ちふさがるといった行為等により、バラセメント輸送業者のバラセメントの輸送業務を妨害したと

して、X2の副執行委員長を含む16名の組合員が逮捕され、このうち7名が30年10月9日に起訴された。

- (2) 30年10月9日、本件ゼネストの際、29年12月12日にD社でミキサー車の前に立ちふさがるといった行為等により、D社の生コンの出荷業務を妨害したとして、上記組合員のうち5名が再逮捕され、新たに3名の組合員が逮捕され、そのうち5名が30年10月30日に起訴された。
- (3) 上記(1)及び(2)の事件に関し、1名が令和2年11月4日、7名が令和3年3月15日、それぞれ大阪地方裁判所で有罪判決を受けた。上記7名については、大阪高等裁判所において令和4年5月23日に控訴棄却判決が言い渡され、同年9月28日に最高裁判所により上告が棄却され、その後有罪判決が確定した。
- (4) 上記(1)及び(2)の事件に関し、30年11月21日、X2のA7執行委員長（肩書きは当時のもの）ら4名が逮捕され、このうち3名が同年12月11日に起訴された。そのうち2名が令和2年10月8日、同執行委員長が令和3年7月13日、それぞれ大阪地方裁判所で有罪判決を受けた。上記2名については、大阪高等裁判所において、令和4年2月21日に控訴棄却判決が言い渡され、同年8月23日に最高裁判所により上告が棄却され、その後有罪判決が確定した。また、同執行委員長についても、令和5年3月13日、大阪高等裁判所において、控訴棄却判決が言い渡された。

第4 当委員会の判断

- 1 争点1（会社らは、Y2に日々雇用労働者として供給されていたA2分会員の労組法上の使用者に当たるか）について
 - (1) Y2について

ア Y2は、組合らとの間で締結した本件労供契約に基づき、必要に応じて、日ごとに、日々雇用労働者として就労するA2分会員の供給を受け、ミキサー車の運転業務に従事させ、これに対して賃金を支払っていた（前記第3の3(1)イ、(2)カ、ク）のであるから、各供給当日において、Y2と当該A2分会員との間には、日々雇用の労働契約が成立していたものと認められる。

もっとも、Y2には30年1月26日までA1センターから供給されて日々雇用として就労するA2分会員がいたが、同月27日分以降、Y2は日々雇用労働者の供給依頼を行っておらず、Y2と直接の労働契約を締結しているA2分会員はいない（同ク、ケ、6(3)）。したがって、同月27日分以降はA2分会員とY2の間に日々雇用の労働契約は存在せず、Y2はA2分会員の労働契約上の雇用主ではない。

労組法第7条の使用人は、原則として、労働契約上の雇用主であるが、労働契約成立前であっても、近い将来において労働契約関係が成立する可能性が現実的かつ具体的に存する者も含まれる。また、組合員と雇用主との間に近い過去に労働契約関係が存在し、労働組合若しくは組合員又はその両者がその労働契約の終了を争っている場合にも、当該雇用主は労組法第7条の使用人に該当し得る。

そこで、以上の観点から、Y2がA2分会員の労組法上の使用者に当たるかを検討する。この検討に当たっては、労働者供給契約及び日々雇用の労働契約の内容と、日々雇用の労働者供給の実態の両面を考慮するのが相当である。

イ 組合らとY2は、21年10月1日付けで、21.10.1労供契約書及び21.10.1附属協定書を交わして本件労供契約を締結した（前記第3の3(2)カ）。本件労供契約は、Y2が随時組合らの日々

雇用労働者の供給を受け使用することができるというものであり、Y 2 が組合ら以外の労働者を使用することはできない旨定められていた。また、本件労供契約では、日々雇用労働者の勤務時間及び供給した組合員の賃金は当日勤務終了後にY 2 が直接本人に払うという賃金の支払方法等の労働条件が定められており、同契約に定めのない事項については、労働協約附属協定等に従い、疑義が生じた場合はその都度Y 2 と組合らが協議して決めることとされていた。実際に、日々雇用労働者の賃金その他の労働条件は、21.10.1附属協定書に定められており、Y 2 は、こうして決定された賃金を日々雇用労働者に支払っていた（同3(1)イ）。

A 1センターから供給されたA 2分会員は、上記のようにY 2 に日々雇用されるのであるが、これは、Y 2 が、A 1センターにおいて手配して供給したA 2分会員との間で日々雇用の労働契約を締結して日々雇用し、当日に同契約が終了するというものである。

この日々雇用の労働者供給の実態についてみると、組合らに所属してA 1センターからの供給によってY 2 に日々雇用されたことのあるA 2分会員の集団（以下「A 2分会員集団」という。）は、22年2月頃以降、約8年間にわたり、そのうちのだれかが必要に応じてY 2 に日々雇用されていたものである。29年2月以降30年1月までの供給実績では、別紙（略）のとおり、月の延べ供給人員の合計平均は21.8名であり、必要に応じて1日当たり1名ないし4名程度、A 2分会員24名のうちのだれかがA 1センターからの供給によってY 2 に日々雇用されていた（同3(2)ケ）。これをA 2分会員についてみると、A 1センターからの供給によってだれかの日々雇用が短い間隔を置きつつ断続的に行われており、日々雇用されたA 2分会員を集団としてみると、この集団に属することによって日々雇用がA 1セン

ターからの供給により継続していたものということができる。

このような実態に鑑みると、組合らに所属してA1センターからの供給によってY2に日々雇用されたことのあるA2分会員集団は、これまでと同様、近い将来においても、そのうちのだれかとY2との間で日々雇用の労働契約が短い間隔を置きつつも成立することにより、継続して就労ができる現実的かつ具体的な可能性を有しているということができる。したがって、Y2はA2分会員集団に属するA2分会員との関係において労組法第7条の使用者に当たると解するのが相当である。

また、本件供給依頼停止によってA2分会員の日々雇用が行われなくなったが、これは、A2分会員集団との関係でみると、同集団を構成するA2分会員のだれかとY2との間に近い過去に存在していた日々雇用の労働契約関係の終了とみることができるところ、組合らはその集団的な日々雇用の労働契約関係の終了を争っているのであるから、この点からも、Y2はA2分会員集団に属するA2分会員との関係において労組法第7条の使用者に該当するということができる。

ウ Y2は、労組法上の使用者に当たらないと主張するので、以下、検討する。

(7) Y2は、労働組合による労働者供給事業について、将来的に供給される可能性がある組合員との間に使用者性を認め、供給依頼停止が支配介入に当たると認めることは、供給先企業が継続的な供給依頼の義務を負うことを意味し、「必要なときに必要なだけ」という労働者供給制度の趣旨や存在意義を没却することになる旨主張する（前記第2の1(1)イ(7)）。

しかしながら、供給先企業の使用者性を認めたとしても、直ちに供給依頼の停止が支配介入に当たり、ひいては供給先企業が継続的

な供給依頼の義務を負うと認めることにはならないのであるから、労働者供給制度の趣旨や存在意義を没却するとはいえない。

- (イ) Y 2 は、集団のだれかが近い将来に就労する現実的かつ具体的可能性があれば、その雇用主を当該集団の使用者と認めるとすると、例えば、採用選考を実施する企業は、採用試験の受験者集団との関係ですら、労組法上の使用者性を帯びることになり、個別の労働者との間に将来の契約締結に関する現実的かつ具体的可能性を要求していた従来の使用者性に関する立場から大きく乖離するものであるし、実質的にも、個人に着目すれば使用者性が認められないのに、個人が属する集団に着目することで突如として使用者性が認められることになり、不合理かつ不安定である旨主張する（同(イ)）。

確かに、労組法上の使用者該当性は個々の労働者との労働契約関係において判断されるのが基本である。しかし、上記イで述べたとおり、①本件の労働者供給契約の内容は、Y 2 が、A 1 センターにおいて手配して供給した A 2 分会員との間で本件労供契約等において定められた労働条件で日々雇用の労働契約を締結するというものであり、また、②日々雇用の労働者供給の実態は、A 2 分会員についてみると、A 1 センターからの供給によってだれかの日々雇用が短い間隔を置きつつ断続的に行われており、このような A 1 センターから供給される A 2 分会員を集団としてみると、この集団に属することによって日々雇用が A 1 センターからの供給により継続していたものである。以上の①②の両面を考慮すると、組合らに所属して A 1 センターからの供給により Y 2 に日々雇用されたことのある A 2 分会員にかかる労組法上の使用者性については、これらの A 2 分会員を集団の構成員として捉えて判断するのが相当である。そして、A 2 分会員集団に属する A 2 分会員のうちのだれかと Y 2 と

の間で近い将来において日々雇用の労働契約関係が成立する現実的かつ具体的可能性があると見て、Y2が労組法上の使用者に当たると解することは、労組法第7条の「使用者」という文言に反するものではない。また、本件供給依頼停止によってA2分会員の日々雇用が行われなくなったことは、A2分会員集団を構成するA2分会員のどれかとY2との間に近い過去に存在していた日々雇用の労働契約関係の終了とみることができるところ、組合らはその集団的な日々雇用の労働契約関係の終了を争っているのであるから、この点からも、Y2はA2分会員集団に属するA2分会員との関係において労組法第7条の使用者に該当すると解される。

このような解釈は、団結権の侵害に当たる一定の行為を不当労働行為として排除、是正して正常な労使関係を回復することを目的とする同条及び不当労働行為救済制度の趣旨に沿うものといえる。

なお、Y2の上記主張では、採用試験の受験者集団が例に挙げられているが、従前に労働契約関係が存在せず、また、労働組合がその構成員である組合員を供給して労働契約関係を成立させるという労働組合と供給先との関係が存在しない、採用試験の受験者集団の事例は、本件判断には関わりのないものである。

- (ウ) Y2は、本件供給依頼停止までの直近1年間にA2分会員がY2に供給されていた頻度は、組合員1人当たり月1回から3回程度が大半であり、多くても月6回から7回という組合員が稀にいた程度であって、集団に属する組合員が将来に就労する可能性は使用者性が肯定された同種事案のそれよりも希薄であって、将来の就労に係る現実的かつ具体的な可能性があったとはいえない旨主張する(同(イ))。

しかしながら、上記(イ)②の実態が認められる以上、組合らに所

属してA1センターからの供給によりY2に日々雇用されたことのあるA2分会員とY2との間で近い将来において日々雇用の労働契約関係が成立する現実的かつ具体的可能性がないということとはできず、上記判断を左右するものではない。

エ 以上によれば、Y2は、A1センターからの供給によってY2に日々雇用されたことのあるA2分会員集団に属するA2分会員との関係で労組法第7条の使用者に当たる。

(2) Y1について

ア Y1が主張するとおり、本件労供契約は組合らとY2との間で締結されたものであり、Y1は契約当事者ではなく、22年2月頃から本件労供契約に基づく日々雇用労働者の供給依頼を開始し、以降、A2分会員の供給を受けていたのはY2であってY1ではない（前記第3の3(2)カ、ク）。したがって、Y1は、A2分会員の雇用主ではない。

もともと、雇用主以外の事業主であっても、労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、労組法第7条の使用者に当たると解するのが相当である。

そこで、以上の観点から、Y1が、A2分会員の基本的な労働条件等、特に日々雇用の労働契約関係の成否や内容について、Y2と部分的とはいえ同視できる程度に、現実的かつ具体的に支配、決定できる地位にあるといえるかについて検討する。

イ(ア) Y1は、Y2の全株式を保有しており、Y2の設立以降、この株主構成に変更はなかった（前記第3の2(2)）。27年5月20日以降、Y1とY2の代表取締役はいずれもB1社長である上、両社の

前の代表取締役も、いずれもB1社長の父親であるB2前社長であった(同(1))。このような両社の資本関係及び役員の選任状況からして、Y1は、Y2の経営に対し、相当程度の影響力を有していたといえる。

また、Y1は、前記第3の2(3)の契約に基づき、その製造販売する生コンの運搬を全てY2に委託し、Y2に対し運送料を支払っていたと認められ、これは両社が独立した法人格として事業活動を行っていたことを示す事情といい得るが、証拠上、その運送料の金額は不明である(同(3))。Y1が、ミキサー車を所有していながらも、その運転手を雇用したことがなく、Y2に対しミキサー車を貸与して、Y2の社員である運転手又はY2の日々雇用労働者に乗務させ、Y1の製造販売する生コンを全て輸送させていたこと(同(3)(4))、Y1とY2の本店所在地は同じであり、Y2はY1の所有する事務所棟内の一部及びプレハブ建物を貸借して使用していたが、これについてY2はY1に対し賃料を支払っていなかったこと(同(1))からすると、Y1は、事業活動上も、Y2と極めて密接な関係にあり、Y2は實際上Y1の運送部門のような役割を果たしていたといえる。

(イ) 次に、Y2の正社員たる運転手及び日々雇用労働者としてA1センターから供給された運転手の労働関係についてみると、そもそも、Y2の正社員であり組合員であった運転手は、X2がY1に対し、15.7.31和解協定書に基づき、これらの組合員を雇用するよう求めた際、Y1が雇用することが困難であるとの理由により、Y2に雇用されることとなったのであり(同3(2)エ)、Y2における正社員たる運転手の雇用にY1の事情が直接的に影響していたものといえる。

また、Y1の社員は、Y1が生産する生コンを輸送するに当たり、Y2の社員による輸送能力で輸送を賄いきれるか否かを判断した上、賄いきれない場合、A1センターに対し、労働者供給を受ける日の前日の昼頃に、供給日当日の生コンの輸送に必要な人員数と就労開始時刻を電話で連絡し、労働者供給を依頼していたのであって（同(1)ア）、Y2が本件労供契約に基づいて日々雇用労働者の供給を求めるか否か、受ける場合の人数や就労開始時刻は、Y1の社員において判断・決定され、供給依頼の連絡も、Y1の社員によって行われていた。

さらに、Y1の所有・管理するミキサー車に乗務するY2の正社員及び日々雇用労働者に対し、車両を使用するに当たって安全上必要な注意を与えるなどしていたのは、Y1の代表者であり安全運転管理者であったB1社長又はY1の社員であった（同(2)(4)）のであり、Y1が、Y2の正社員又は日々雇用労働者に対し、業務上必要な注意を与えるという実態があった。

そして、X2との話合いや団体交渉において、本件供給依頼停止の理由などについて、C2協同組合とX2との問題が非常に大きい、C2協同組合とX2の状況が変わっていないので日々雇用労働者の使用の再開は難しいなどと説明していること（同(6)(4)、(6)）等からすると、Y1の代表取締役でもあったB1社長は、C2協同組合が「C3組合」（注：X2を指す。）と係争中であり組合員企業と「C3組合」との個別の接触・交渉等を禁止する旨記載されたC2協同組合発出の30.1.23文書（同(6)(2)イ）の影響を受け、本件供給依頼停止をするという判断に至り、その後も、C2協同組合が発出した「C3組合系の業者」の使用を極力控えるよう求める30.2.6文書（同(6)(5)）の影響を受け、日々雇用労働者の供給

依頼停止を継続していたと認められるところ、C2協同組合に加盟していたのはY2ではなくY1であり（同1(1)ウ）、上記のようなC2協同組合からの要請等を受けたのはY1であったのであるから、本件供給依頼停止には、Y2のみならず、C2協同組合の会員でありその方針に従うことが求められていたY1の意向も反映されていたと認められる。

(ウ) これらのことからすると、Y1は、Y2に日々雇用労働者として供給されたA2分会員の基本的な労働条件等、特に日々雇用の労働契約関係の成否や内容について、Y2と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったものといえる。

ウ Y1は、①Y2の正社員の欠員補充について交わされた23.8.30確認書の会社側の当事者となっていたのもY2のみであって、Y1はこの当事者とはなっていない、②Y2の正社員及び日々雇用労働者に係る労働保険及び社会保険、納税に関する各関係機関への手続の届出会社はY2であり、これらの事務処理については、Y2の事務部門の社員が担当していた、③組合らとの団体交渉に出席して交渉事項について回答していたのはY2の代表取締役らであり、そこでの合意内容を実施していたのもY2の事務部門の社員であった、などと主張する（前記第2の1(2)イ(ア)）。

確かに、上記①ないし③の各事情から、Y2は、その正社員及び日々雇用労働者に係る契約や労務管理について、Y1とは別に単独で主体となったり実施していた面もあったといえるが、③のY2の代表取締役はY1の代表取締役と同一人であったこと（前記第3の2(1)）などの上記イで検討したY1とY2の関係及びY2の労働者の労働関係に関するY1の関与の実態等に照らせば、Y1がY2に供給された

A 2 分会員の労働条件等について、Y 2 と部分的とはいえ同視できる程度に具体的に支配、決定できる地位にあったとの判断を左右するものではなく、Y 1 の上記主張は採用できない。

エ 以上によれば、Y 1 は、本件で問題になっている労働者供給依頼の停止に関し、Y 2 に日々雇用労働者として供給されていた A 2 分会員の労組法上の使用者に当たる。

2 争点 2 (本件供給依頼停止は、労組法第 7 条第 1 号及び第 3 号の不当労働行為に当たるか) について

(1) 争点 2-2 (本件供給依頼停止は、労組法第 7 条第 3 号の不当労働行為に当たるか) について

ア 組合らは、本件供給依頼停止に合理的な理由はなく、これにより組合らの組合活動に影響を与えるものであるから、A 2 分会員を排除して組合らを弱体化する意図に基づくもので、支配介入に当たる旨主張する (前記第 2 の 3(1)) 。

これに対し、会社らは、会社らが本件ゼネストにより重大な被害を受けたことを踏まえ、再度の違法行為の影響を回避し、安定的な輸送力を確保するため、本件供給依頼停止を行ったもので、経営判断として正当なものであって、組合らの弱体化を狙ったものではなく、支配介入には該当しない旨主張する (同(2)) 。

そこで、会社らの主張する上記の理由について検討し、その結果を踏まえ、本件供給依頼停止が組合らの弱体化を意図してされたもので、労組法第 7 条第 3 号の不当労働行為に当たるかについて検討する。

イ まず、A 1 センターの労働者の安定供給に不安があるとの会社らの主張について検討する。

(ア) 生コンが「生もの」であるという特性から、生コン製造業者に

とって、需要者への安定的な供給体制の確保が最重要課題となっている（前記第3の4）。Y1は、ミキサー車を5台所有していたが、Y2のミキサー車運転手は、24年10月21日以降は正社員4名で、29年8月末にそのうち1名が休職してからは3名となり、残りのミキサー車にはA1センターからミキサー車運転手の供給を受け、生コン輸送を行っていた（同2(4)、3(2)ク、ケ）。そのため、日々雇用労働者の供給を受けられなければ生コンの安定的な出荷は困難となることから、必要なときに必要なだけミキサー車運転手の安定的な供給を受けられるかどうかは、会社らにとって極めて重要であった。

- (イ) 29年12月12日から4日間ないし5日間にわたり、X2は、大阪、兵庫地区等で本件ゼネストを行った（同5(3)）。A1センターは、X1の決定に従い、本件ゼネスト期間中、労働者供給を停止した（同(4)ア）。

同月13日ないし同月15日の間、ミキサー車運転手である組合員3名が出勤せず、かつ、29.12供給停止によりA1センターからの労働者供給も受けられなかったため、会社らは、Y1の所有するミキサー車を稼働させることができず、各出荷日の前日に備車等の手配を行った上で、協業他社の車両と外部の備車を用いて運搬を行わざるを得なかった。この間にY1の生コンの輸送のために確保した車両は、同月13日分が3台、同月14日分が8台であり、大口出荷があった同月15日分については、16台にも上った。なお、同月16日にも生コンの出荷があり、A2分会員の労働者供給は再開されることになったものの、X2の組合員であったY2の正社員は欠勤が続いていたため、備車7台を確保した（同(4)ウ）。

以上のとおり、会社らは、29.12供給停止により、連日、少

なくない量の輸送能力の確保及びそのコストの負担を余儀なくされるという被害を受けた。

また、本件ゼネストは、C2協同組合の組合員企業ではあるがX2の組合員がいないD社やC2協同組合の組合員企業ではないE社を標的とした有形力を行使した業務妨害行為を伴うものであるところ（同5(3)、7(1)(2)）、このような業務妨害行為は労働組合の正当な行為の範囲を逸脱するものというべきである。しかも、こうした正当な行為の範囲を逸脱する業務妨害行為（以下「正当性のない業務妨害行為」という。）を伴う本件ゼネストにより、合計1500台に及ぶ生コン及びバラセメントの輸送車両が業務を停止し（同5(3)）、C2協同組合の組合員企業は、広い範囲で需要者への生コンの供給を行うことができず、生コンの性質上、作り置きして本件ゼネスト後に需要者に販売することにより本件ゼネストの影響を回避することもできなかった（同4）。さらに、ゼネコン等の需要者にとっても、C2協同組合による割り付けの調整ができない工事現場では、生コンの供給が別日程となり、工程の組み直しが発生し、そのため、本件ゼネストによる生コン供給の停止は、C2協同組合及びその組合員企業にとどまらず、ゼネコン等の広範な事業者に影響を及ぼすものであった。C2協同組合の組合員企業であったY1も、大手建設会社の現場に大口の出荷を行う予定があったにもかかわらず輸送業務の妨害によりバラセメントの納入が受けられず、会社らは、その出荷予定を延期してもらうための交渉、セメント会社へのバラセメントの納入依頼、妨害を避けるためのバラセメントの夜間における納入の対応、複数のミキサー車の他社の敷地への移動等を行い、当初の出荷予定日を変更して大口の出荷をせざるを得ないといった被害を受けた（同5(4)ウ）。

そして、X 2 は、生コン等の運賃引上げのほか、C 2 協同組合の組織改革など業界の構造全体にわたる要求をし、その要求実現のため、産業別交渉の窓口である経営者会に本件ゼネストの予告をし、経営者会やC 7 輸送協同組合と合意書を交わすなどして本件ゼネストを解除していったのであって（同 5(1)、(3)）、29. 12 供給停止は、前述のとおり、このような本件ゼネストの一環として X 2 の決定した方針に従って行われたものである（同(4)ア）。しかるところ、Y 1 は、C 2 協同組合に加盟しており、経営者会の賛助会員になっていたものの、B 1 社長及びその他の Y 1 の役職員も、経営者会の会合に出席したことはなく、X 2 と経営者会との間の交渉や協議等の内容を把握していなかったし、Y 2 は C 2 協同組合に加盟していなかったのであり（同 1(1)ウ）、会社らが独自に X 2 と協議して本件ゼネストの解除を求め得る立場にあったとも認められない。また、X 2 は、本件ゼネストの約 9 か月前である 29 年 3 月頃、会社らに対し、バラセメント輸送運賃及び生コン輸送運賃の引上げを執行するよう求める旨記載した「C 3 組合 2017 年春闘統一要求書」を交付したことはあったものの、29. 12 供給停止に際して、輸送運賃の引上げに関する具体的な要求をしたわけでもない。そうすると、会社らは、29. 12 供給停止を、X 2 との団体交渉の機会などの話合いによって中止させる術を持たなかったものというほかはなく、将来同様の事態が発生した場合には、生コンの安定供給につき上記と同様の困難が生じるおそれがあったものとみることができる。

- (ウ) 上記(イ)で述べたとおり、29. 12 供給停止は、正当性のない業務妨害行為を伴う本件ゼネストの一環として行われ、かつ、会社らにとって団体交渉等で解決する術がなかったものであって、A 1

センターによる労働者の安定供給に大きな不安、不信を感じさせるものであった。

そして、B 1 社長は、30年1月24日までに、C 2 協同組合が本件ゼネストに関し裁判所に仮処分の申立てを行っていること、これがC 2 協同組合の理事会及び臨時総会において全会一致で決定された対応であること並びにC 3 組合（X 2）との個別の接触・交渉等を禁止すること等が記載された30. 1. 23文書を読んだ（同6(3)）。また、B 1 社長自身、本件ゼネストの正当性について疑問を感じていたところ、同業者らと話した際、本件ゼネストが正しいと言う者がおらず、違法な行為に立ち向かう旨発言する者もいた（同5(3)）。

- (エ) 以上のとおり、本件供給依頼停止に至る経緯として、①29年1月12日からX 2が正当性のない業務妨害行為を伴い、かつC 2 協同組合及びその組合員企業にとどまらず、バラセメントの輸送業者やゼネコン等の広範な事業者に影響を及ぼす本件ゼネストを行った際、A 1センターもX 1の決定に従い29. 1. 12供給停止を行ったこと、②29. 1. 12供給停止により、会社らは、Y 1の所有するミキサー車が全て稼働できず、連日、少くない量の輸送能力の確保及びそのコストの負担を余儀なくされるなどの被害を受けたこと、③B 1社長自身、本件ゼネストの正当性に疑問を持っていたところ、C 2 協同組合の30. 1. 23文書を読み、C 2 協同組合が違法な本件ゼネスト及びこれを行ったX 2に厳しい態度で臨むことを認識するとともに、同業者の中でも、本件ゼネストが正しいと言う者はおらず、違法行為には立ち向かう旨の話を聞いたこと等の事情があったものである。

このような事情の下で、会社らは、X 2が再度のストライキを行

うことになれば、A1センターはX2との関係性から労働者供給を停止する可能性が高く、労働者の安定供給が損なわれる不安が大きく、そうなれば、会社らの事業遂行に重大な支障が生じることになると考え、C2協同組合の動きや同業者の認識等も踏まえ、本件供給依頼停止を行ったものといえる。

そうすると、生コン製造及び輸送の事業者として需要者への安定的な生コン供給体制の確保を最重要課題と考える会社らが、A1センターの労働者の安定供給に不安を抱き、備車で対応することにし、A1センターへの本件供給依頼停止を行ったことには相応の合理性が認められる。

(オ) 以上に対し、組合らは、①会社らは、本件ゼネスト前後に行われた団体交渉や話し合いにおいて、本件ゼネストにより会社らが損害を被った旨の説明をしたことはなかったのであるから、安定的な輸送力を確保する必要があったために本件供給依頼停止に至ったのではなく、事前の申出等なしに本件供給依頼停止に及んだ会社らの対応は問題であって、これに合理的理由はない、②労働組合による労働者供給事業は、ストライキ等により供給が停止される可能性を包含するものである以上、供給の不安定さは供給依頼を打ち切る合理的理由とはならない、などと主張する（前記第2の2(1)イ(イ)）。

①についてみると、まず、29年12月6日の団体交渉（前記第3の5(2)イ）の時点では、本件ゼネストが実行されておらず、本件ゼネスト後の同月26日の団体交渉（同5(5)）の時点では、B1社長は、A2分会員の労働者供給依頼を停止する旨の判断に至っていなかった上、これらの団体交渉で話し合われた内容は、Y2に供給される日々雇用労働者を固定化するか否かというものであったから、B1社長から、労働者供給依頼を停止する旨の申し出や、本件

ゼネストにより会社らが被害を受けた旨の説明がなかったとしても不自然ではない。また、仮に会社らが事前の申出等を行わないまま本件供給依頼停止に及んだことに問題があったとしても、それをもって本件供給依頼停止に合理的理由がないことにはならない。

次に、30. 2. 1 話合いの際、B1 社長は、本件供給依頼停止の理由について、「C3 組合さんと C2 協同組合さんの問題が非常に大きい。」「C2 協同組合さんは、全組合各社に対して、いま係争中の案件ですよということを言ってこられる。」「C2 協同組合に所属して、そういう指示が、指導が来れば、それに従わざるを得ない」などと、C2 協同組合と組合らに対立関係にあり、Y1 が C2 協同組合に加盟している以上、C2 協同組合の指示ないし指導に従い労働者供給の利用を停止せざるを得ない旨説明し、本件ゼネストにより会社らが被害を受けた旨の説明はしていなかったと認められる（同6(4)）。この点につき、会社らは、B1 社長が会社側に矛先が向いてこないよう、本件ゼネストに端を発した C2 協同組合と X2 の関係悪化に比重を置いて説明したものである旨主張するところ（前記第2の2(2)イ(イ)）、過去に Y1 と組合らに対立した際に、組合らが当時 Y1 の代表取締役であった B2 前社長の自宅周辺において、その平穏を脅かすような街宣活動やビラの配布等を行い、B1 社長もかかる事態を認識していたこと（前記第3の3(2)イ、6(8)）、本件供給依頼停止の主たる理由が会社ら固有の事情であると説明するよりも、C2 協同組合の指示ないし指導に従わざるを得ないと説明する方が、組合らから責められるなどして対立する可能性は小さいと考えられること（現に、30. 2. 1 話合いにおいて、A8 執行委員らは、B1 社長の上記のような説明を聞いても、B1 社長及び B2 前社長を強く責め立てたりすることなく話をしていた

と認められる。)、本件ゼネスト(とりわけ出荷妨害行為)に対する疑義は表明していたこと等を踏まえると、B1社長が、実際は安定的な輸送力確保を意図して本件供給依頼停止に至ったのが主たる理由であるものの、組合らとの対立及び後難を避けるため、組合らに対しては、C2協同組合の指示ないし指導に従わざるを得ない旨の理由のみ説明したものとみることができ、その後の30.2.20話し合い及び団体交渉についても、同様のことがいえる。

また、②についてみると、労働組合による労働者供給を受けていた企業が、ストライキ等による負担や被害を当然に甘受しなければならないと解するのは、争議時においても企業には操業の自由が認められることからみても相当ではなく、供給の不安定さへの懸念は、組合弱体化意図の有無の認定において考慮しうるものであり、特に本件においては、正当性のない業務妨害行為が行われ、現に会社らは供給停止に対して困難な対応を余儀なくされているのであるから、組合らの上記主張を採用することはできない。

したがって、組合らの主張を踏まえても、上記(エ)の判断は左右されるものではない。

ウ 本件供給依頼停止は、X1(A1センター)に所属するA2分会員集団にとって、そのうちのだれかがY2に日々雇用される可能性を失わせることにより、A2分会員集団の所属する組合らに打撃を与える効果をもたらし得るものではある。しかし、だからといって、本件供給依頼停止が直ちに労組法第7条第3号の不当労働行為に該当するわけではなく、会社らは合理的理由に基づく供給依頼停止を行うことができる。しかるところ、上記イで述べたとおり、会社らがA1センターへの本件供給依頼停止をして備車で対応することとしたのは、A1センターでは労働者の安定供給への不安があることから、より安定

性の期待できる他の方法で労働力の調達を図ろうとしたもので、このような判断には相応の合理性が認められる。したがって、この判断は、供給依頼先がX1（A1センター）でなくても行われたことが推認される。

エ 組合らは、本件供給依頼停止は、C2協同組合がX2を排除する方針を決定・表明するや、その後間もなく行われており、C2協同組合が組合らに対立的な姿勢を示していることを奇貨として、会社らが組合らを排除する意図で行ったものであると主張する（前記第2の2(1)イ(ア)）。

この点、Y1は、C2協同組合の組合員企業であり、Y1の製造販売する生コンの大部分がC2協同組合から出荷の割当てを受けたものであった（前記第3の1(1)ウ）から、C2協同組合が組合員企業に対して発する意思は、Y1にとって重大な影響をもたらすものであったことは容易に推認できる。現に、B1社長は、C2協同組合の30.1.23文書を読み、その数日後に本件供給依頼停止に至っており、同文書に表れたC2協同組合の意思が本件供給依頼停止の判断に影響したものと認められる。よって、仮にC2協同組合が不当労働行為意思に基づいて組合らを排除しようとし、会社らがその意を受けて本件供給依頼停止を行った場合には、会社らによる不当労働行為と認められる可能性もあり得るから、以下、これを踏まえて検討する。

(ア) C2協同組合は、Y1を含む組合員企業との間で継続的な売買契約を締結しており、この契約に基づいて、C2協同組合は、ゼネコン等の需要者から一括で生コンの注文を受け、Y1を含む組合員企業に対して出荷の割当てを行い、組合員企業の各工場に対し、生コンの納入先や出荷予定数量、納入時間等を「出荷予定表」に記載して送付している（同1(1)ウ）。

(イ) 本件ゼネストは、4日間ないし5日間にわたり、大阪、兵庫地区等で行われたものであり、その態様も、生コン製造会社であるD社の工場や、C2協同組合の組合員企業にバラセメント（生コンの材料）を供給するE社などセメント会社6社が有するサービスステーション約40か所の出入口付近に組合員らを動員し、入出場する車両の通行を妨げることで、生コン及びバラセメントの輸送業務について正当性のない業務妨害行為に及ぶことを含むものであった（E社などセメント会社6社はC2協同組合の組合員企業ではなく、また、D社やE社の従業員にX2の組合員はいなかった。）（同5(3)）。本件ゼネストにより生コン及びバラセメントの流通が停止し、C2協同組合の組合員企業は広い範囲で需要者への生コンの供給を行うことができず、本件ゼネストの影響を回避することもできなかった。さらに、本件ゼネストに伴う上記の正当性のない業務妨害行為はC2協同組合の組合員ではないE社及びX2の組合員のいないD社に影響を及ぼすとともに、本件ゼネストによる生コン供給の停止は、需要者であるゼネコン等の広範な事業者に影響を及ぼすものであった。

(ウ) 本件ゼネストを受けて、C2協同組合は、30年1月23日、30.1.23理事会において、「C3組合と接触・面談の禁止」及び「C3組合との関与が深く、安定供給に不安のある工場」には問題が解決するまで割当ての自粛を求める旨を承認可決した。同決議の議案中には、要旨、「C2協同組合は、29年12月19日、C3組合（X2）を相手方として、大阪地方裁判所へ威力業務妨害禁止を求める仮処分申請をし、仮処分の対象をC2協同組合員の全工場とした。現在、C2協同組合はC3組合と大きな係争に入っている。数社のゼネコン及び販売店からC3組合員を現場に入れないで

ほしいとの要望がある。C3組合との関与が深く、安定供給に不安のある工場は問題が解決するまで割当てを自粛していただきたい。」との記載がある(同6(2)ア)。

そして、C2協同組合は、30年1月23日付けで30.1.23文書を発して、組合員企業に対して、要旨、「C2協同組合は、29年12月12日よりC3組合(X2)により行われた威力業務妨害行為に対し、同月19日に大阪地方裁判所へ仮処分申請をし、現在係争中である。仮処分申請及び今後の対応については、30年1月9日の理事会及び同月12日の臨時総会において全会一致で決定したものである。そこで、必要な交渉等についてはC2協同組合として対応するので、C3組合(X2)との個別の接触・交渉等は厳に控えてもらいたい。決議の趣旨に反した場合には、厳正な対処を行うこととするので留意願う。」旨の通知を行った(同イ)。

さらに、C2協同組合は、30年2月6日付けで30.2.6文書を発して、組合員企業に対して、当面の間、「C3組合系の業者」の使用を極力控えるよう要請している(同(5))。

(エ) 以上のとおり、C2協同組合の通知等は、X2とC2協同組合との間での労使紛争が継続している状況下で、X2の本件ゼネストから1か月から2か月程度の間に行われたもので、時間的な近接性がある。

しかし、C2協同組合の通知等に至る経緯、特に、本件ゼネストにおける正当性のない業務妨害行為の内容及び規模、これにより生コン業界における生コンの安定供給が広い範囲で損なわれたことに鑑みると、C2協同組合の通知等は、X2が今後本件ゼネストと同様の行動を取ることによって、生コン業界における生コンの安定供給が広い範囲で損なわれることを懸念し、X2による正当性のない

業務妨害行為を伴う争議行為からC2協同組合の共同販売事業及び組合員企業の事業を守ることを目的として、C3組合(X2)系事業者の使用を控えること等を組合員企業に通知したものと推認される。C2協同組合が生コンの需要者から一括して生コンの注文を受け、組合員企業に出荷の割当てを行う立場にあることに照らすと、上記通知は合理的な行動と評価することができる。したがって、C2協同組合の通知等がX2を排除する方針で行われたものと認めることはできない。

- (オ) 以上によれば、C2協同組合の通知等はX2を排除する方針で行われたものとはいえず、本件供給依頼停止は、会社らがC2協同組合の方針を奇貨として、ないしはその意を受けて、不当労働行為意思により行ったものと認めるべき事情も見当たらない。
- (カ) また、組合らは、会社らの組合らに対する嫌悪意思は、初審の審問におけるB1社長の発言から明らかである旨主張する（前記第2の2(1)イ(ア)）。

確かに、B1社長は、初審第3回審問において、「暗黙の強要ですよね。」「C3組合から最終的に決裂ですねと、もめますよと言われれば、それは弊社としては圧力というふうに判断せざるを得ないということでございます。」「C3組合に対してですよ、あの段階で弊社がもうやめたいと、こうしたいと言いますと、それは必然的に僕は、うちとしたら報復を招くと。」などと発言しており（前記第3の6(8)）、過去に組合らと対立した際の組合らの対応や言動等を快く思っていなかったとみる余地がないではない。

もっとも、Y2は、20年11月21日に組合員を正社員として採用して以来、Y1の生コンの輸送業務に従事させるとともに（同3(2)エ、ク）、22年2月頃以降、約8年間にわたり、Y2の正社

員であるミキサー車運転手のみで生コンの輸送を賄えない場合には、A1センターに依頼して組合員である日々雇用労働者の供給を受けていたのであり（同ケ）、本件供給依頼停止に至るまでの間、会社らに、Y2の正社員である組合員及びY2に日々雇用労働者として供給される組合員をY1の生コンの輸送業務から排除しようとするような動きがあったとは認められないし、B1社長ら会社らの役員ないし従業員に、組合ら又は組合員らを嫌悪していることをうかがわせる言動があったとも認められない。本件ゼネストの前後を通じてY2の正社員で組合らの組合員であるミキサー車運転手の数に変化はなく（同6(3)）、本件ゼネスト後にY2が組合員を解雇したり、その労働条件を不当に変更しようとしたりしたとは認められない。なお、本件供給依頼停止後、Y2の正社員のうち3名がX2を脱退したと認められるが（同6(3)）、これに会社らが関与していたとも認められない。また、会社らは、本件供給依頼停止の前後を通じて、Y2の輸送力のみで輸送業務を賄えない場合には輸送協に備車を依頼して対応しているところ（同3(2)ク、6(3)）、輸送協とは20年11月にX2の立会の下で備車に関する契約を締結したものであり（同3(2)オ）、本件ゼネスト前後を通じてX2の関係する団体に備車を依頼していたと認められる。加えて、30.1.23文書によりC3組合（X2）との個別の接触・交渉等を控えるよう要請されていた状況においても、会社側は、組合らとの接触・交渉等を避けることなく、組合らと30.2.1話し合いを行い、その後も複数回にわたり、組合らと話し合い又は団体交渉を行っており、その中で、双方とも、C2協同組合とC3組合（X2）との間の係争をY2と組合らとの間の問題に発展させることは避けなければならない旨確認し合うなどしていたのであって（同6(4)、(6)）、これら

の会社側と組合らのやり取りからも、会社らが組合らを嫌悪し排除しようとしていたとわかれぬ。その他に会社らが組合らを嫌悪し排除しようとしていたことをうかがわせる事情はない。

なお、組合らは、日々雇用労働者の供給を受けるよりも備車を利用する方がコストが高いにもかかわらず会社らが後者を選択したのは、本件供給依頼停止に合理的理由がないことの証左であり、組合らを排除する意思に基づくものである旨主張するものと解されるが、前述した生コンという製品の特殊性、及び29.12供給停止により会社らが受けた影響が大きなものであったことに表れているとおり、生コンの製造・輸送業者である会社らにとって、ミキサー車運転手の供給が不安定であることは、事業の円滑な遂行を妨げる危険をはらむものであって、供給の不安定さの不利益が個々の依頼についてのコストの安さという利点よりも大きくなる可能性があると考えられる以上、組合らの上記主張は採用できない。

以上のとおり、本件供給依頼停止は、あくまでも安定供給に不安のあるA1センターへの日々雇用労働者の供給依頼を停止して備車で対応することとしたものとみられるのであって、本件供給依頼停止が組合らを嫌悪し、排除する意図に基づいて行われたものとまではいえない。

オ 以上のとおり、本件供給依頼停止には相応の合理性があり、組合らの排除を意図して行われたものではなく、労組法第7条第3号の支配介入に当たらない。

(2) 争点2-1（本件供給依頼停止は労組法第7条第1号の不当労働行為に当たるか）について

組合らは、本件供給依頼停止は、労組法第7条第1号の不利益取扱いに当たると主張するので（前記第2の2(1)）、以下、検討する。

上記1(1)イで述べたとおり、組合らに所属してA1センターからの供給によって日々雇用されたことのあるA2分会員集団は、8年間にわたり同集団のうちのだれかがY2に日々雇用されてきたのであるから、A2分会員集団は、そのうちのだれかが近い将来においても短い間隔を置きつつ継続して就労ができる現実的かつ具体的な可能性を有している。そうすると、本件供給依頼停止は、A2分会員集団に属するA2分会員にとって、そのうちのだれかとY2との間で日々雇用の労働契約が成立して日々雇用される可能性を失わせるものであるから、不利益取扱いに該当し得る。

しかしながら、上記(1)で述べたところからして、本件供給依頼停止には相応の合理性があり、組合らの排除を意図して、あるいは組合所属や正当な組合の行為を理由として行われたものとは認められず、A2分会員集団に属するA2分会員が組合らの組合員であることを理由に行われたものとはいえない。したがって、本件供給依頼停止は、その余の点について判断するまでもなく、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たらない。

3 結論

以上によれば、本件申立てはいずれも棄却すべきであるから、会社らの再審査申立てに基づき、初審命令を取り消し、本件救済申立てを棄却し、組合らの再審査申立てには理由がないからこれを棄却する。

よって、労組法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年4月3日

中央労働委員会

第一部会長 山 川 隆 一